

平成 18 年度マスターセンター補助事業

高知県産業廃棄物処理業者実態調査
に関する調査研究報告書
(資源循環型ビジネスの構築)

平成 19 年 1 月

社団法人 中小企業診断協会高知県支部

はじめに

地球規模で環境保全が叫ばれ、再生資源利用促進法や包装容器リサイクル法、家電リサイクル法等の個別リサイクル法が相次いで法制化され、資源の有効利用の観点から廃棄物等の発生抑制、リユース、リサイクル及び適正処分に向けての循環型社会の形成が急務となっている。

特に廃棄物の大部分を占める産業廃棄物については、排出する事業者に対して抑制処理が求められると共にこれらの廃棄物を委託処分する産業廃棄物処理業者の適正な事業運営が重要課題となっている。

そこで、高知県産業廃棄物業界の動向を把握し、企業の環境マネジメント構築に対する情報提供と、将来の経営戦略を構築する際の資料作成のために調査研究を実施した。

調査研究を実施するにあたって、社団法人高知県産業廃棄物協会のご協力を得て産業廃棄物処理事業所を対象にアンケート調査を実施した。

本調査報告書は第1章において高知県の産業廃棄物業界の動向を調査すると共に、産業廃棄物排出量の実態調査と将来予測を行った。第2章は個別企業のヒヤリングを含めて経営実態を調査して4つの業態に分類し、各々の経営戦略を提言した。第3章及び第4章はアンケート調査から高知県の産業廃棄物処理業界の実態を把握し、経営課題と今後の対応について提言した。

本報告書が、新しい時代に求められる産業廃棄物処理事業所の生き方の一助になれば幸いと存じます。

本調査研究事業を実施するにあたり、高知県文化環境部および(社)高知県産業廃棄物協会並びにアンケート調査にご協力を頂きました産業廃棄物処理事業所に厚くお礼申し上げます。

平成19年1月20日

社団法人中小企業診断協会高知県支部

高知県支部長 宮 田 稔

調査研究委員会

委員 金子 良一

〃 宮 田 稔

目 次

第 1 章	高知県産業廃棄物処理業界の動向	3
	1. 産業廃棄物発生の現状	3
	2. 産業廃棄物処理の現状	4
	3. 産業廃棄物発生量の将来予測	6
第 2 章	高知県産業廃棄物処理業者の経営実態	7
	1. 高知県産業廃棄物処理業者の企業形態	7
	2. 高知県産業廃棄物処理業者の業態分類	8
	3. 個別ヒヤリングによる経営課題	1 0
第 3 章	高知県産業廃棄物処理業者の実態調査	1 6
	1. 高知県産業廃棄物処理業者の経営概況	1 6
	2. 産業廃棄物処理業者の事業体制	2 5
	3. 経営課題と今後の対応	3 2
第 4 章	アンケート調査まとめ	
	1. 高知県産業廃棄物処理業者の経営状況	3 7
	2. 高知県産業廃棄物処理業者の事業体制	3 8
	3. 経営課題と今後の対応	4 0
第 5 章	おわりに	4 2
資料編		
	高知県産業廃棄物処理業者アンケート	4 6
	アンケート集計	5 0

第1章 高知県産業廃棄物処理業界の動向

1. 産業廃棄物発生の実況

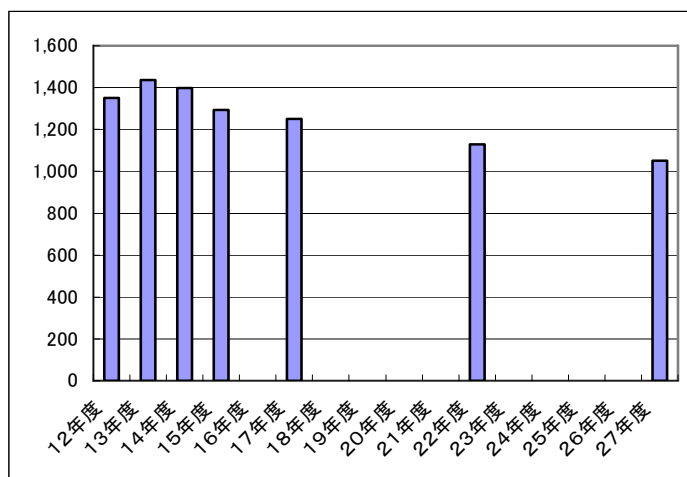
(1) 産業廃棄物の発生状況

日本全体で排出される産業廃棄物はほぼ4億トンで推移している。

高知県における産業廃棄物排出量は平成13年度の1,435千トンピークに、その後は減少傾向にあり、平成17年度には1,250千トンまで減少した。更に平成17年度を基点として5年後の平成22年には1,130千トン、10年後の平成27年には1,050千トンまで減少すると予測される。

高知県における産業廃棄物排出量推移

単位:千トン/年	
年度	排出量
12年度	1,350
13年度	1,435
14年度	1,397
15年度	1,293
16年度	
17年度	1,250
18年度	
19年度	
20年度	
21年度	
22年度	1,130
23年度	
24年度	
25年度	
26年度	
27年度	1,050



(備考) 平成22年度、27年度は予測値

(2) 種類別排出量について

種類別排出量の上位5種は「汚泥」「がれき類」「木くず」「金属くず」「廃プラ」である。

これら5種で総排出量の94%を占める。

高知県の産業廃棄物の種類の特色をあげれば以下のとおりである。

- ①建設関係の産業廃棄物が上位3位を占めており、その排出割合は44%に達している。
- ②製造業を中心に排出される金属くずが増加傾向にある。
- ③ダイオキシン及び炭酸ガスの規制によりばいじんが大幅に減少した。

種類別排出量一覧

単位：千トン

品目	平成12年度	比率	平成13年度	比率	平成14年度	比率	平成15年度	比率
汚泥	743,384	55.1	622,631	43.4	650,611	46.6	655,028	50.7
がれき類	405,961	30.1	522,175	36.4	466,731	33.4	379,396	29.3
木くず	33,865	2.5	112,710	7.9	103,984	7.4	89,086	6.9
金属くず	39,512	2.9	60,362	4.2	57,582	4.1	54,353	4.2
廃ブラ	18,230	1.4	35,718	2.5	38,254	2.7	36,565	2.8
動植物性残さ	6,684	0.5	22,119	1.5	21,233	1.5	20,966	1.6
ガラスくず	25,522	1.9	18,860	1.3	18,655	1.3	17,661	1.4
廃油	5,875	0.4	15,828	1.1	15,831	1.1	14,524	1.1
紙くず	9,210	0.7	6,826	0.5	6,337	0.5	5,600	0.4
ばいじん	33,297	2.5	5,584	0.4	5,213	0.4	4,982	0.4
鋳さい	17,733	1.3	4,897	0.3	4,585	0.3	4,614	0.4
繊維くず	177	0.0	3,852	0.3	3,493	0.3	2,873	0.2
廃アルカリ	1,730	0.1	379	0.0	468	0.0	2,186	0.2
廃酸	2,535	0.2	595	0.0	664	0.0	1,856	0.1
燃え殻	4,913	0.4	1,513	0.1	1,537	0.1	1,486	0.1
動物の死体	623	0.0	955	0.1	872	0.1	799	0.1
動物系固形不要物		0.0		0.0	565	0.0	339	0.0
ゴムくず	324	0.0	495	0.0	498	0.0	496	0.0
合計	1,349,575	100.0	1,435,499	100.0	1,397,113	100.0	1,292,810	100.0

（環境省、産業廃棄物排出及び処理状況抜粋）

2. 産業廃棄物処理の現状

（1）処理・処分の状況

資源循環型社会の進展により再生利用量が増加傾向にあり排出量の50％超え、自己中間処理量を加えると85％以上の産業廃棄物が再利用又は減量化され、最終処分場で処理される産業廃棄物は10％以下で推移している。

（2）処理・処分の課題

高知県では再生利用と減量化により、最終処分場の不足量が軽減されつつあるが、現有容量では早晩対応できない状況にある。

○安定型埋立処分場は平成22年度までに現有容量（728千㎡）の43％の処分場を新たに建設する必要がある。

○管理型埋立処分場は県内に殆どなく、県外に処理を委託している状況であり、早急に県内で処理できるように管理型埋立処分場の建設が必要である。

管理型埋立処分場の建設について

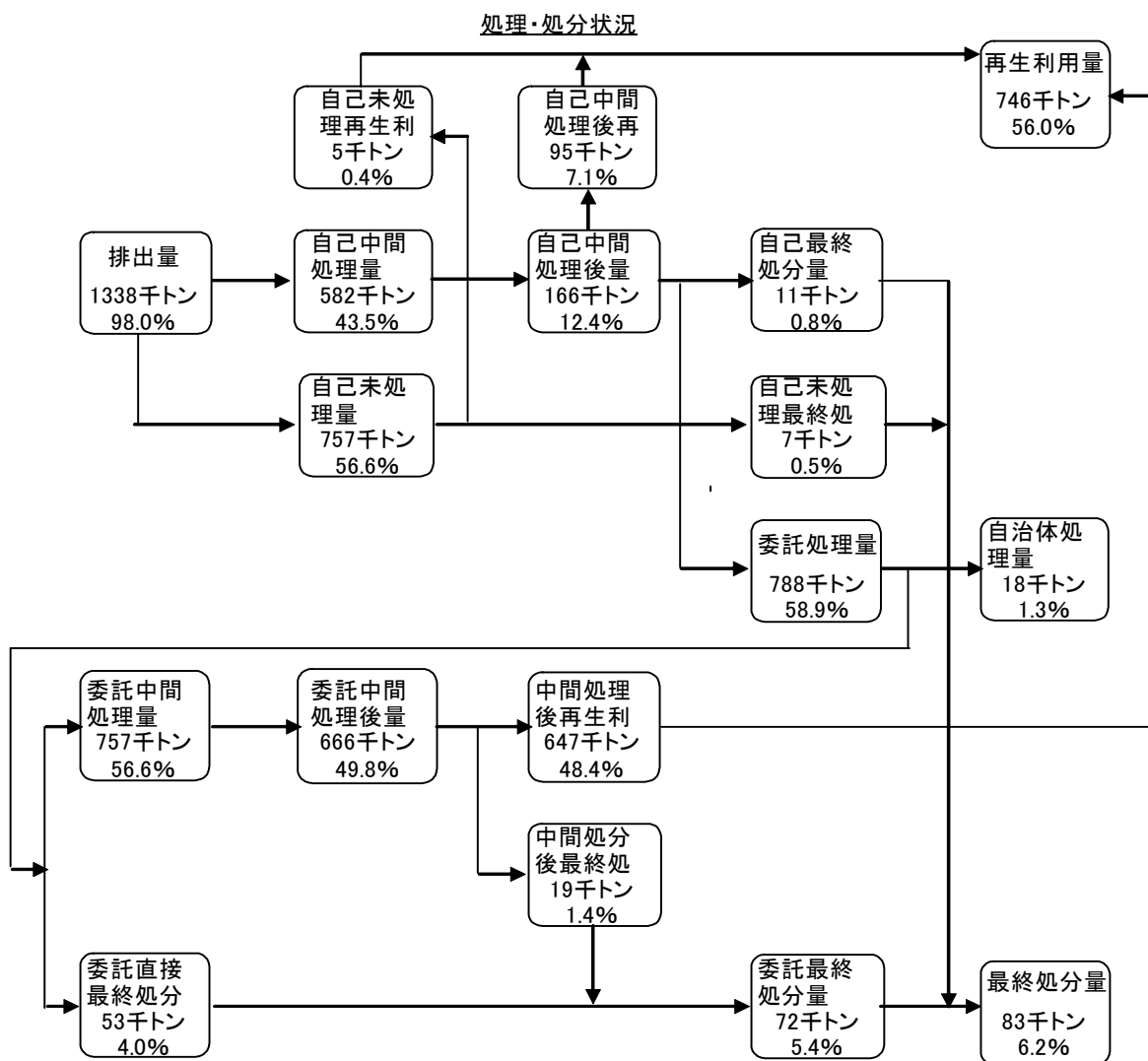
高知県では財団法人エコサイクルセンターを設立し、国の指定を受けて管理型埋立処分場の建設を計画 중이다。

現在計画されている処分場の面積は12,000㎡で、12万㎡の産業廃棄物を埋立て可能な規模である。

計画は環境を十分に配慮したもので、国より厳しい基準の構造になっている。

更に、処分場に降った雨水や処分場を管理するために必要な水は処分場内で浄化すると共に外部に放水しない内部循環型方式を採用している。

(3) 処理・処分のチャート図



3. 産業廃棄物発生量の将来予測

産業廃棄物の将来予測						単位:千トン
	汚泥	がれき	木くず	金属くず	その他	合計
平成9年度	726	374	82	40	143	1365
平成13年度	770	420	78	46	161	1475
平成15年度	639	357	66	51	177	1290
平成17年度	607	339	60	56	195	1257
平成22年度	516	271	51	61	214	1113
平成27年度	465	244	43	67	236	1055

産業廃棄物排出量は平成13年度をピークに平成15年度、平成17年度の実績で減少基調が明確となり、5年後の平成22年度及び平成27年度は国が求めている排出量削減目標12%を超える排出量の削減が予測される。

産業廃棄物の排出量が減少基調に転換した要因として以下の要素があげられる。

- (1) 住民の環境意識が高まり、ごみの最小化が地域と企業に浸透してきた。
- (2) 各種のリサイクル法が浸透し資源の有効活用が図られるようになってきた。
- (3) 公共工事の減少により排出比率の高い「汚泥」「がれき類」「木くず」の排出量が減少した。
- (4) 人口の減少による総排出量が減少傾向にある。

第2章 高知県産業廃棄物処理業者の経営実態

1. 高知県産業廃棄物処理業者の企業形態

高知県産業廃棄物処理業者許可件数

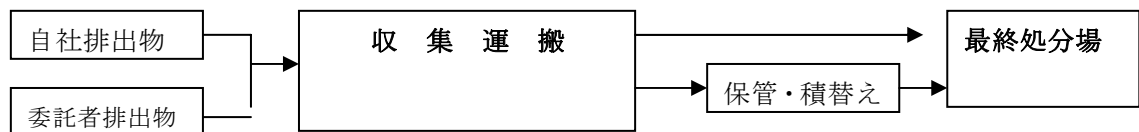
(平成13年4月1日現在)

			県	域	高 知 市	合 計
産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業		731	559	1290	
	処 分 業	中間処理	76	31	107	
		最終処分	6	1	7	
		中間・最終	10	3	13	
	計		823	594	1417	
特別管理産業廃棄物	収 集 運 搬 業		72	60	132	
	処 分 業	中間処理	0	2	2	
		最終処分	0	0	0	
		中間・最終	0	0	0	
	計		72	62	134	
総合計			895	656	1551	

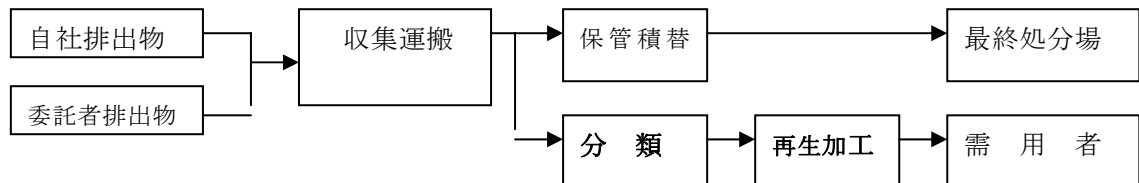
高知県産業廃棄物処理業者の許可は許可件数から見ると、83.1%が収集運搬業の許可である。収集運搬業は全業者が取得し、処分業や特別管理産業廃棄物については、これらの業者が、兼業として許可を取得している。ただし、許可業者の状況から見ると、83.1%の内、収集運搬業務だけを行っている企業の大半は、産業廃棄物処理業を事業としておこなっておらず、主体事業の事業推進と有効活動のため行っている付属事業である。このため、これらの企業は産業廃棄物処理業者とは言い難い。しかし、高知県内で、処理される産業廃棄物の大半はこれらの業者により処理されており、これら業者の産廃事業の経営動向を考えずに、高知県の産業廃棄物処理業は考えられない。

2. 高知県産業廃棄物処理業者の業態分類

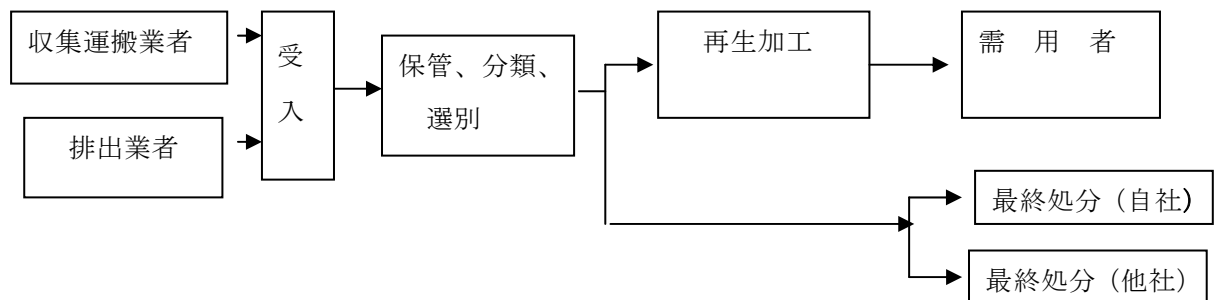
第一分類



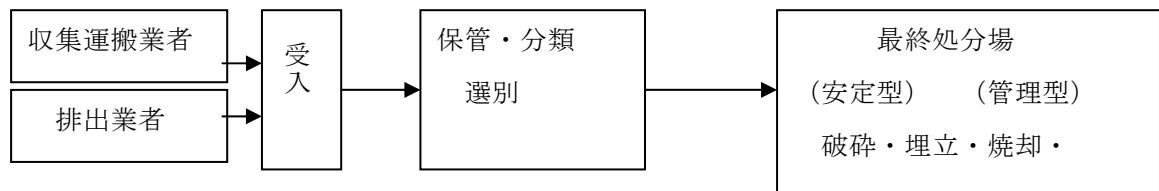
第二分類



第三分類



第四分類



(1) 第一分類

この企業群は、産業廃棄物排出業者から委託を受け、若しくは、排出業者が自ら産業廃棄物を収集運搬し、最終処分業者又は、資源再生業者へ搬入する企業群である。業務は中間処理場を設置し、ここに保管、積替えする業者と、保管、積替えなしに直接最終処分場へ搬入する事業所とがある。この企業群は、産業廃棄物排出業者に従属する業者が多く、この業務だけを専業としている業者は少ない。大半の許可業者はこの部類に属し、排出事業者の主体事業の延長業務となっている場合が多い。このため、これらの事業者は産廃事業者とは言い難い。この事業を業として行う場合、その経営形態は運送業、及びサービス業の形態となる。

(2) 第二分類

この企業群は産業廃棄物排出業者より委託を受け、産業廃棄物を収集運搬し、中間処理場で保管し、資源廃棄物と廃棄物に分類選別し、廃棄物は積み替え最終処分場へ搬入する。資源廃棄物は工場で加工・処理し需要者に販売している。この企業群が産業廃棄物処理業者の典型的な業態であり、業として行っている企業数の多い企業群である。この企業群は、運送業務と製造業務を兼業する経営形態にあり、工業的経営戦略が求められる。

(3) 第三分類

この企業群は、主として資源廃棄物を対象として排出業者及び収集運搬業者より受入保管、分類、選別し、処理工場に於いて加工・処理をして需要者に販売する企業群である。

また再生滓等廃棄物は、他の最終処分場へ搬出するか、自社に於いて処理(破碎・焼却・埋め立て)する。この企業群は産業廃棄物をリサイクルすることが目的であり、その経営形態は製造業である。このため経営戦略は「ものづくり」戦略が中心となる。

(4) 第四分類

この企業群は、産業廃棄物の最終処分業者である。主として資源のリサイクルよりも最終処理を目的とした企業群である。産業廃棄物排出業者及び、収集運搬業者より受入した産業廃棄物を処理(破碎、埋立、焼却)する。このためこの企業群は法に適合する機械装置や焼却炉、そして埋立用地等広大な土地が必要であり、相当の資金がいる。

よって、零細な企業ではこの事業は不可能である。また事業は公益性が強いため公益法人若しくは組合組織で運営されているのがこの企業の特性である。

3. 個別ヒヤリングによる経営課題

個別ヒヤリングについては、簡易診断の申し込み企業により実施した。これを類型別に分類し、出来る限りモデル化して業態類型ごとの経営課題を摘出し、今後の経営戦略について考慮すべき事項を提案した。

(1) 業態モデル 第一分類

この分類企業群は、委託者の排出する産業廃棄物を収集運搬し、最終処分業へ搬入する業者である。

この場合、中間処理をして、保管・積み替えして最終処分場へ搬入するものと、保管・積み替えなしに最終処分場へ搬入するものがある。ただ、この企業群は専門業者が少なく、産業廃棄物の排出業者に従属している企業が多い。

個別ヒヤリング（事例）

①企業の概要

- | | | | | | |
|--------|------------|---------|-------|-----|----|
| ・組織 | 有限会社 | 直前自己資本率 | 12% | 企業歴 | 6年 |
| ・従業員 | 5名 | | | | |
| ・施設の概要 | 中間処理場なし | | | | |
| ・事業実績 | 過去三カ年売上の動向 | 166.5% | 伸びている | | |
| | 営業利益 | 赤字 | | | |

②事業の概況

本事業所は、母体企業が土木建設業の管工事業者であり、排出される汚泥、残土を処理する企業として創業した。このため、母体企業が排出する産業廃棄物を収集運搬する運送専門業者である。事業内容は、建設業者が排出する汚泥、汚水、残土を収集し、直接最終処分場へ運送搬出する。当事業は、衛生面と公益性が重視される特殊業務の関係から、専門的技術が要求されている。扱う従業員はそれぞれの資格取得者でなければならない。これが当事業所の特色であり、専業として経営できる要因である。

現在は母体企業だけではなく、他のゼネコンよりの受注が増加している。

③産業廃棄物収集業態

許可事業	産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業
取り扱い産廃物	汚水、汚泥、がれき、残土
収集方法	収集、運搬
委託先	母体企業 60% 建設業者 40%
最終処分の方法	最終処分業者において、再生骨材、堆肥等に再生

④企業の特別重要課題

母体企業が排出する汚水、汚泥を収集運搬する事業が主体である。この専門性を活かし大手ゼネコンよりの受注をおこなっている。

受注の殆どを公共工事に依存しており、工事高が不安定である。これをどのように安定させるかが今後の課題である。このためには、母体企業もふくめて、新たな市場開拓への戦略が求められる。また、事業拡大発展のためには、企業の自主独立が望まれる。

中小企業診断士のメッセージ

1. 公共事業依存型から脱皮し、専門分野を活かした新たな分野への展開を図ること。

環境保全が厳しくなる中、住環境整備等、潜在的な民間需要を開拓する。

2. 企業の成長拡大を図るには、企業の独自性、自主性を確立しなければならない。

このためには、母体企業も含め、新たな時代への企業体制を改革整備すること。

3. 日高村に計画されている管理型最終処分場の建設に対応して有機産廃物の取扱量の拡大体制を構築すること。

4. 企業の生産能力を向上すること。

当社の生産能力の低さは、母体企業との作業区分が明確でないことによると考えられるが、同時に、設備、人、技術及び作業のやり方等も考えられる。よって、生産性向上を全社で取り組むこと。

5. 計数管理体制が不十分である。原価管理体制を構築し目標管理を徹底すること。

(2) 業態モデル 第二分類

この業態企業群は、委託者もしくは、不特定多数の業者より産業廃棄物を収集し、これを中間処理場に搬入し、廃棄処分物と再生資源物に分類する。

廃棄処分物は直接最終処分場へ搬入し、再生資源物については、自社で再生資源化し販売している企業である。

この企業群は専門業者が多く、産業廃棄物処理業として経営している企業群である。

① 企業の概要

- ・ 組織 従業員 10 名
- ・ 施設の概要
- ・ 中間処理場 木粉製造工場
- ・ 木質材裁断機 木材破砕機
- ・ 収集運搬車

② 事業の概要

本事業所は、一般廃棄物の収集運搬業として創業した。その後、地元産業である製紙工場の産廃物の収集運搬を手がけ、もう一つの地元産業の製材業の産廃物を取り扱うようになった。このため中間処理場を設け、これらの産業廃棄物を廃棄物と資源物に分類しそれぞれの業者に配送していた。

製材業の廃材が増加するに従い、これを破砕、粉末にし、畜産用の床用材を生産し販売している。また、廃プラ品の再生を図る工場を共同で設立中である。今後はこれらの再生資源部門の拡充を図る。

③ 産業廃棄物収集業態

許可事業	一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理業			
取り扱い産廃物	一般廃棄物、木材くず、製紙くず、廃プラ			
収集方法	収集運搬車			
主だった受入先	廃棄物品名	年間取扱数量		委託方法
県内製紙業者	製紙くず	45 %		随時契約
県内製材業	製材廃材	40 %		随時契約
県内スーパー他	廃プラ他	15 %		随時契約

④資源の再生と再生製品

再生資源廃棄物	リサイクル製品	用 途	販 売 先
製材廃材 廃プラ	木粉 再生原料	牛舎床用 輸出用	四国島内酪農家 自社出資工場

⑤企業業態の特性

事業名	事業内容	事業比率	事業の傾向
廃棄物収集運搬業	一般廃棄物収集運搬 産業廃棄物収集運搬	50%	横ばい傾向、将来増加 減少傾向、将来も減少
産業廃棄物処理業	製材廃材による木粉製造 廃プラの再生原材料化 その他の再資源化	30% 15% 5%	横ばい傾向 将来も横ばい 増加している。将来の増加 横ばい傾向

⑥経営戦略の課題

- 1) 事業内容が廃棄物収集運搬事業から廃棄物処理業へ移行している。管理体制の変革が求められる。
- 2) 旧来のサービス業から製造業へ変化するため、経営手法が商的経営から工的経営へ転換させる必要がある。
- 3) 受入顧客と販売顧客の開拓が経営戦略の重要課題となる、このため、従来以上に技術力と営業力が求められる。

中小企業診断士のメッセージ

- 1) 財務体制を強化するため、自己資本増加を含め、財務計画を作成すること。
- 2) 工的経営体制を構築し、原価管理体制を確立すること。
- 3) 新分野開拓と事業拡大のため、営業力体制を強化すること
- 4) 労働生産性が企業の業績に大きく影響する、技術力向上等人材育成に力を入れること。

(3)業態モデル 第三分類

この企業群は主として再生資源物を対象とし、排出業者及び収集運搬業者より受入、分類・選別し、処理工場に於いて加工・処理をし、再生製品を需要者に販売することを主要業務としている企業である。この業態は産廃処理事業者として専門企業の典型であり、また業態も多様化されており、本モデルはその一類である。

①企業の概要

組織 有限会社 直前自己資本率 58% 創業歴 52年

従業員数 10名

施設の概要 中間処理場 加工工場

事業実績 過去3ヶ年売上高の動向 前々年対比 111.2%

営業利益率 直前 13.8%

②事業概要

許可事業	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理等		
事業名	事業内容	事業比率	事業の傾向
産業廃棄物運搬業	産業廃棄物収集運搬		横ばい傾向、将来増加
産業廃棄物処理業	金属くず、紙くず、木くずの圧縮		横ばい傾向
	廃プラスチック類の減容		横ばい傾向、将来増加
	蛍光灯、水銀灯の破砕		横ばい傾向
	コンピューター等の手分解		増加傾向

③再生販売先

再生資源廃棄物	リサイクル製品	用途	販売先
紙くず、繊維くず	再生原料		(有)大前田商店
金属くず パソコン、事務機	再生原料 部品、再生資材		日本リサイクルセンター

④企業業態特性の課題

A. 営業力を強化し、加工工場の稼働率を高める必要がある。

事業の範囲を、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を平成13年に取得し、多種類の産業廃棄物の収集運搬及び中間処理を業とするようになった。

又、マーケットは四国一円及び大坂を対象として、立地条件にかなう地に保管・処理工場を建設した。開設当初は知名度がなく県外からの引き合いがなかったが、最近は取引先との信頼関係が高まり、取引先が増加傾向にある。

しかし、生産性が低く、収益力が低い。今後は営業力を高めて、工場の稼働率を上げる必要がある。

B. 中間処理場は手狭で生産効率が低い。

中間処理場は市街地に位置しており、現在場所での拡張は困難である。よって生産効率を高めるため移転が必要と思われる。

なお経営者は中間処理場が手狭で生産効率が低いことを認識しており、団地に移転する計画を有している。

⑤中小企業診断士のメッセージ

1) 経営戦略の課題

A. 営業力が弱いために生産能力に見合う産業廃棄物の収集がなされていない。

B. 工場が2ヶ所に分散しているために管理体制が不十分である。

C. 各工場の組織を整備して、各人の役割を明確にする。

2) 企業発展への提言

A. 営業力の強化

特別管理産業廃棄物処理運搬業の差別化を図り、自社の特徴を記した営業マニュアルを制作し、積極的な営業活動を行う。

B. 管理体制の充実

工場が2ヶ所に分散していることによる管理体制の弱点を「計画－実行－確認」のマネジメントサイクルで補い、生産効率を向上させる。

C. 原価管理体制の整備

標準作業と標準時間を設定して原価管理を浸透させ、作業効率を高める。

第3章 高知県産業廃棄物処理業者の実態調査

調査の概要

この調査は(社)高知県産業廃棄物協会の協力を得て、協会会員のうち処理業者を中心にアンケート調査を行い、集計によるものである。

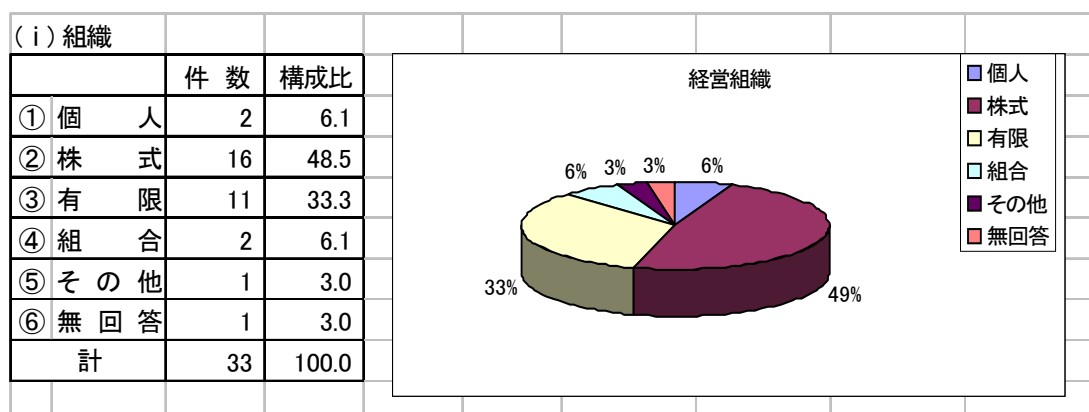
アンケート配布数 64 枚 回収数 33 枚 回収率 51.6 %

1. 高知県産業廃棄物処理業者の経営概況

問1. 事業所の経営概況

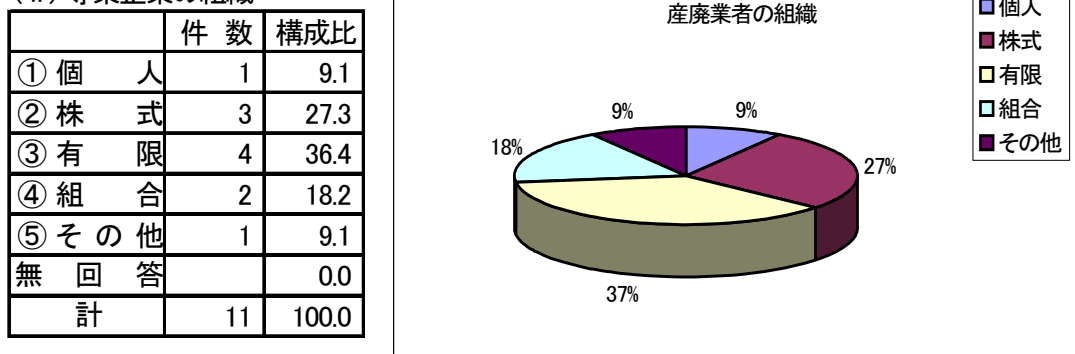
(1) 企業組織について

高知県産業廃棄物処理業者の企業組織は90%が法人組織である。企業規模は零細であるにもかかわらず、企業体制は確立されている。内訳は株式会社48.5%、有限会社33.3%で、残りは組合、その他となっている。



兼業業者を除く産業廃棄物処理専業者だけを見ても、株式27.3%、有限36.4%、組合・その他27.3%、合計91.0%が法人組織である。

(ii) 専業企業の組織

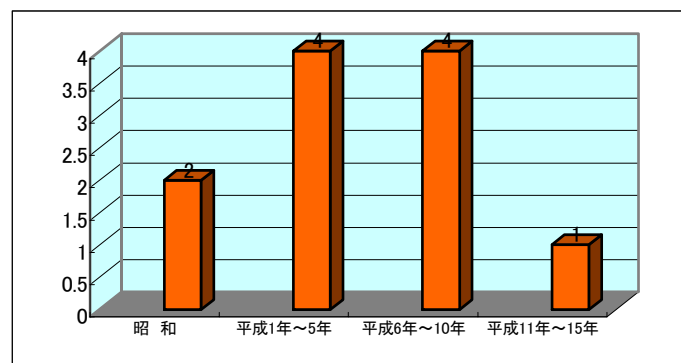


(2) 創業年度と許可年度

創業年度は昭和年代が48.5%、平成年代が51.5%と比較的新しい企業ばかりである。何れも産業廃棄物の排出規制が厳しくなり、排出業者の自己責任が問われるようになってからの創業であることが窺える。許可年度を見ても、平成6年から平成10年までが36.4%、平成11年から平成15年までが24.2%で、この期間に60.6%が許可を受けている。ただ事業者の場合は平成10年までの許可業者が91%であり事業者の方の許可歴が古い。

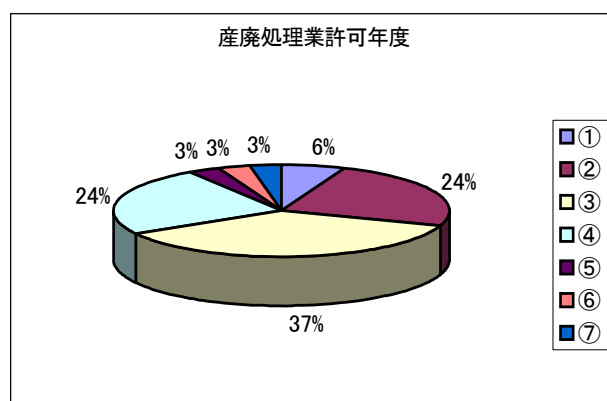
(i) 専業企業の産廃処理業許可年度

	件数	構成比
① 昭和	2	18.2
② 平成1年～5年	4	36.4
③ 平成6年～10年	4	36.4
④ 平成11年～15年	1	9.1
⑤ 平成16年以降		0.0
不明		0.0
無回答		0.0
計	11	100.0



(ii) 創業年

	件数	構成比
① 明治		0.0
② 大正		0.0
③ 昭和	16	48.5
④ 平成	17	51.5
		0.0
計	33	100.0



(iii) 産廃処理業許可年度

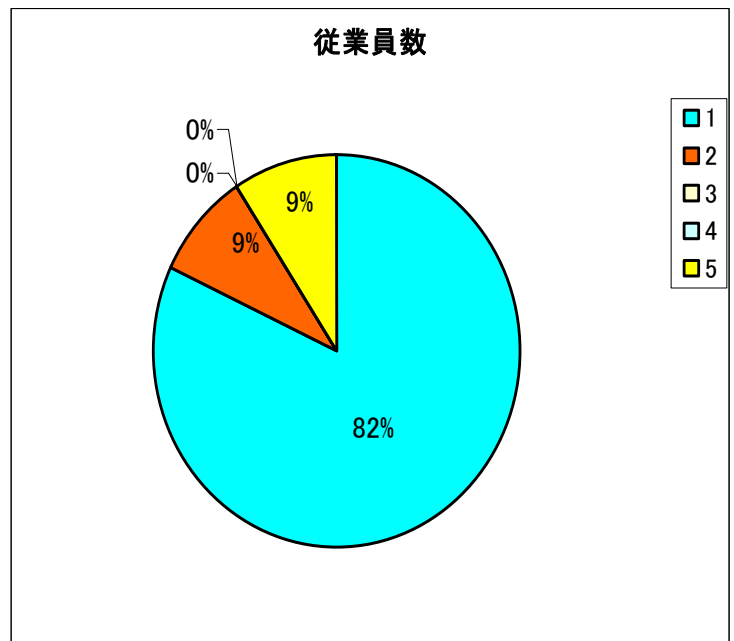
	件数	構成比
① 昭和	2	6.1
② 平成1年～5年	8	24.2
③ 平成6年～10年	12	36.4
④ 平成11年～15年	8	24.2
⑤ 平成16年以降	1	3.0
⑥ 不明	1	3.0
⑦ 無回答	1	3.0
計	33	100.0

(3) 企業規模の状況（従業員数）

従業員から見る企業規模は10人以下が36.4%、31人以上が27.3%、11人～20人までが21.2%となっている。このように両極となっているのは、規模の大きい兼業事業者がいるためである。ただ産業廃棄物処理専門企業は10人以下が81.8%を占めており、残りは11人～20人までとなっている。このように専門企業は零細規模であることが窺える。

(4) 従業員数(事業主を含む)

	件 数	構成比
① 1人～10人	9	81.8
② 11人～20人	1	9.1
③ 21人～30人		0.0
④ 31人以上		0.0
⑤ 無回答	1	9.1
計	11	100.0

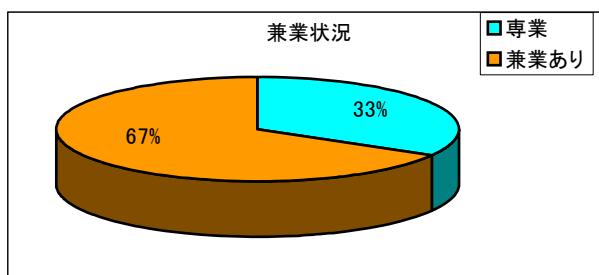


問 2. 事業所における産廃事業について

(1) 事業の兼業・専業の状況

今回調査を行った企業の内 66.7% は兼業である。この事業は専業者が少なく、他事業の付属事業として経営している企業の多いことが窺える。

	件 数	構成比
① 専 業	11	33.3
② 兼業あり	22	66.7
無 回 答		0.0
計	33	100.0



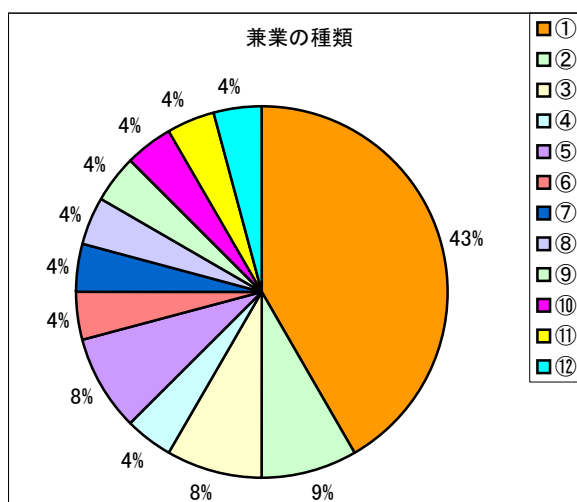
(2) 兼業の内容

兼業業種は産業廃棄物の排出量の多い土木・建設業が 41.7% と圧倒的に多い。

他の兼業業種としては産業廃棄物に関連する砕石販売、運送業及び最終処分機能を有するセメント製造業が 8% 台で続いている。

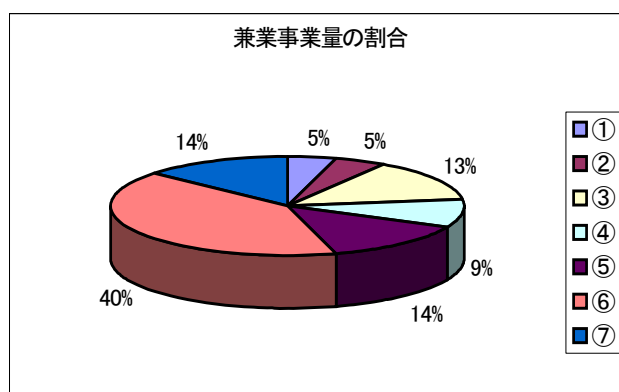
(2)-1 兼業の業種

	件 数	構成比
① 土木・建設業	10	41.7
② 運送業	2	8.3
③ 砕石販売	2	8.3
④ 運送砂利採取	1	4.2
⑤ セメント製造業	2	8.3
⑥ 解体業	1	4.2
⑦ 請負作業	1	4.2
⑧ 加工業	1	4.2
⑨ 金属くず卸	1	4.2
⑩ とび土工	1	4.2
⑪ 産廃処分	1	4.2
⑫ 塩販売	1	4.2
計	24	100.0



(2)-2 全体売上に占める兼業の割合

	件 数	構成比
① 1～20%	1	4.5
② 21～30%	1	4.5
③ 31～50%	3	13.6
④ 51～70%	2	9.1
⑤ 71～90%	3	13.6
⑥ 91%～	9	40.9
⑦ 無 回 答	3	13.6
計	22	100.0

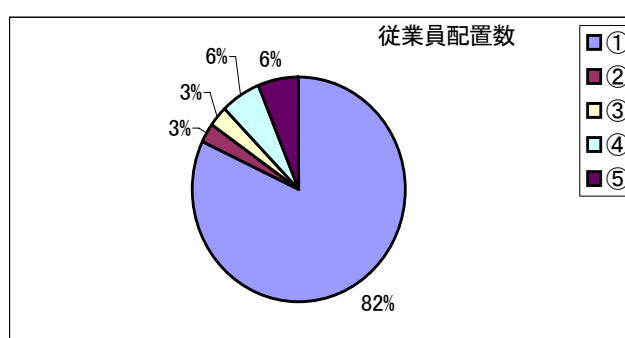


兼業売上の状況を見ると、兼業割合50%以上が69%ある。この企業群は本体事業を他に持ち、兼業として産廃事業を行っているものである。特に兼業売上91%以上が40.9%もある。この企業群は本体事業を遂行するために、産廃事業を附則事業として行っているものと考えられる。

(3) 産廃事業の経営規模

従業員の配置(産廃事業)

	件 数	構成比
① 1人～10人	27	81.8
② 11人～20人	1	3.0
③ 21人～30人	1	3.0
④ 31人～	2	6.1
⑤ 無 回 答	2	6.1
計	33	100.0



産業廃棄物処理事業は調査企業の81.8%が従業員数10人以下である。事業全体で示した通り、産廃事業は零細で小規模企業である

問3. 事業所の産廃事業の許可について

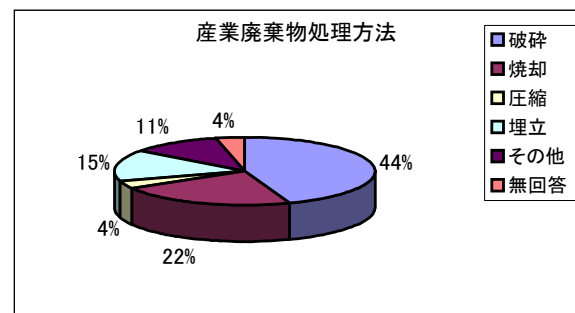
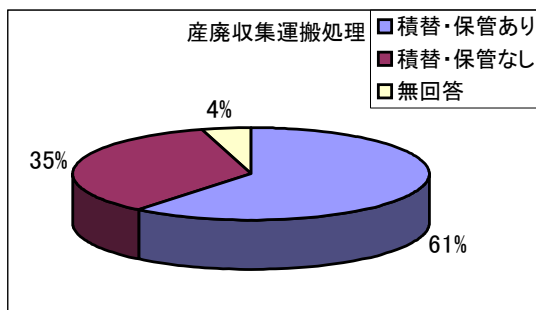
今回調査した産業廃棄物処理業者は全て産業廃棄物処分量の許可を受けており、内23業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている。また特別産業廃棄物については、収集運搬業は4業者で、処分業者は2業者となっている。

処分方法は収集運搬については、積替え、保管を行っている業者は61%で、積み替え、

保管なしで直接処理場へ搬入する業者 35 %がとなっている。また、処分方法は、破碎 44 %、焼却 22 %、埋立 15 %、その他 11 %、無回答 4 %となっている。

事業所の産廃事業許可について

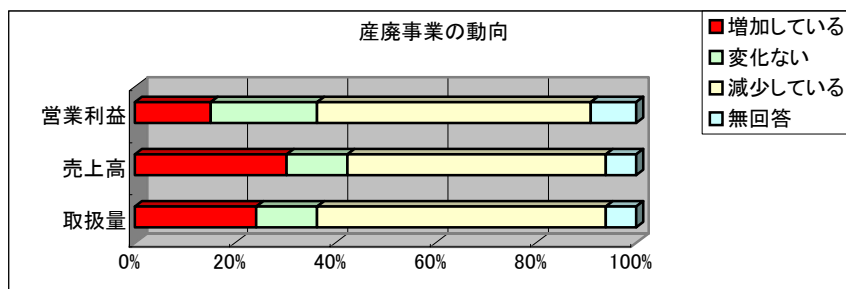
許可事業	企業数	処 理 方 法								計
		積替・保管あり	積替・保管なし	破碎	焼却	圧縮	埋立	その他	無回答	
産業廃棄物収集運搬業	23	14	8						1	23
特別産業廃棄物収集運搬業	4				3			1		4
産業廃棄物処分量	33			24	8	2	8	4	1	47
特別産業廃棄物処分量	2				1			1		2
調査企業数計	33	14	8	24	12	2	8	6	2	76



問 4－1 産廃事業の過去 3 年の動向（全企業）

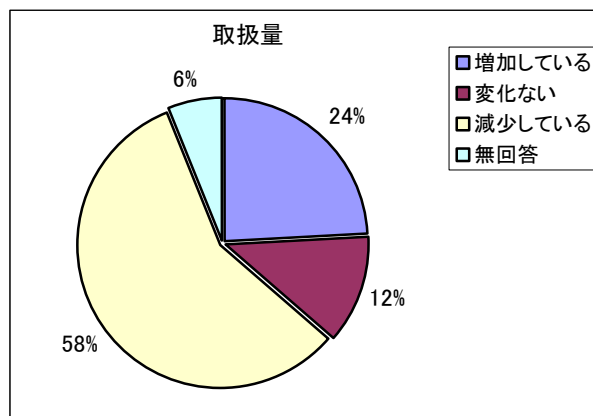
過去 3 カ年の営業実績は取扱数量、売上高、営業利益とも「減少している」企業が「増加している企業」を上回っている。業界全体が低迷していることが窺える。これは企業依存業種が土木・建設業が多いため、公共投資抑制による低迷が影響しているものと考えられる。

項 目	増加している	変 化 な い	減少している	無 回 答	計
取 扱 量	8	4	19	2	33
売 上 高	10	4	17	2	33
営 業 利 益	5	7	18	3	33
計	23	15	54	7	99
構 成 比	23.2	15.2	54.5	7.1	100.0



(1) 取扱量

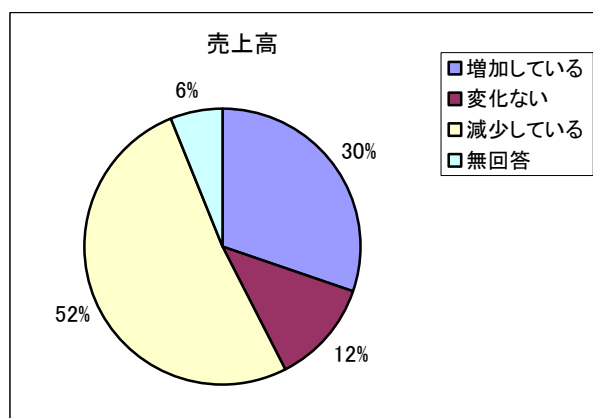
	件 数	構成比
① 増加している	8	24.2
② 変 化 な い	4	12.1
③ 減少している	19	57.6
④ 無 回 答	2	6.1
計	33	100.0



取扱量の動向は、「減少している」が57.6%、「増加している」が24.2%である。全体の動向としては、減少傾向にある。しかし、土木・建設業の事業が拡大すると事業量は大きく伸びるものと考えられる。

(2) 売上高

	件 数	構成比
① 増加している	10	30.3
② 変 化 な い	4	12.1
③ 減少している	17	51.5
④ 無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

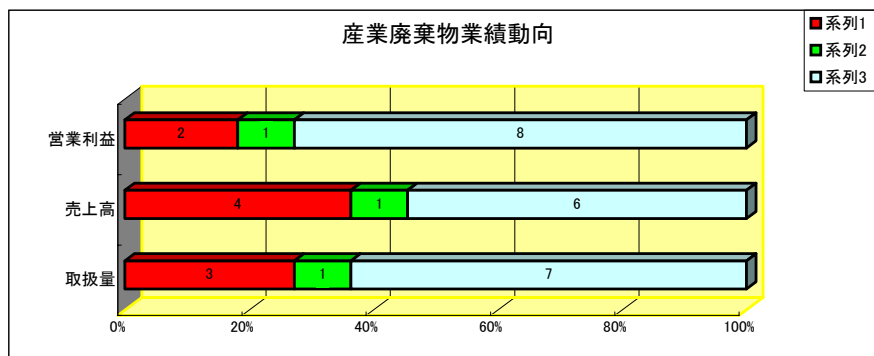


売上高は、「減少している」が51.5%、「増加している」が30.3%となっている。取扱量よりも「増加している」6.1%多くなっている。これは、取扱手数料の値上げによるものか、付加価値率の高い産廃品への転換によるものとする。

しかし営業利益は、「増加している」は15.2%、「減少している」54.5%と取扱量や売上高よりも「増加している」企業が少ないことである。経営努力により、売上高の改善に努めているが、それ以上に経費が増加している事が窺える。

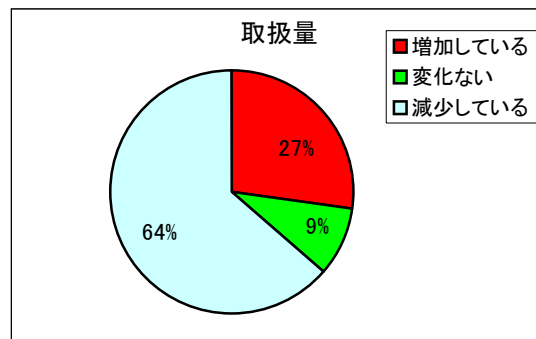
問4－2 産廃事業の過去3年の動向（事業者）

項 目	増加している	変 化 な い	減少している	無 回 答	計
取 扱 量	3	1	7		11
売 上 高	4	1	6		11
営 業 利 益	2	1	8		11
計	9	3	21		33
構 成 比	27.3	9.1	63.6		100.0



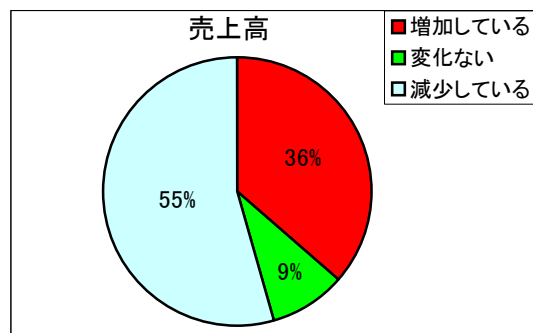
(1) 事業者の取扱量

	件 数	構成比
① 増加している	3	27.3
② 変 化 な い	1	9.1
③ 減少している	7	63.6
無 回 答		0.0
計	11	100.0



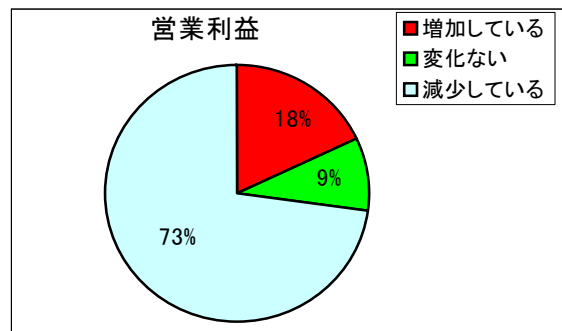
(2) 事業者の売上高

	件 数	構成比
① 増加している	4	36.4
② 変 化 な い	1	9.1
③ 減少している	6	54.5
無 回 答		0.0
計	11	100.0



(3) 専業者営業利益

	件 数	構成比
① 増加している	2	18.2
② 変 化 な い	1	9.1
③ 減少している	8	72.7
無 回 答		0.0
計	11	100.0

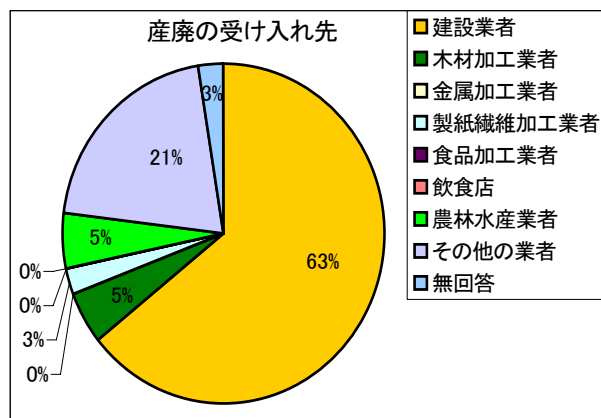


専業者だけの3ヶ年動向も業界全体と大きく変化はないが、取扱量、売上高、営業利益とも「増加している」企業の率が高い、特に売上高の「増加している」企業が多い。これは、兼業者は工事高が減少傾向にある土木・建設業に依存しているのに対し、専業者はその他の業界に依存している率が高い事によると推察される。

2. 産業廃棄物処理業者の事業体制

問 1. 産業廃棄物の受入先について

	件 数	構成比
① 建設業者	25	64.1
② 木材加工業者	2	5.1
③ 金属加工業者		0.0
④ 製紙繊維加工業者	1	2.6
⑤ 食品加工業者		0.0
⑥ 飲食店		0.0
⑦ 農林水産業者	2	5.1
⑧ その他の業者	8	20.5
⑨ 無回答	1	2.6
計	39	100.0



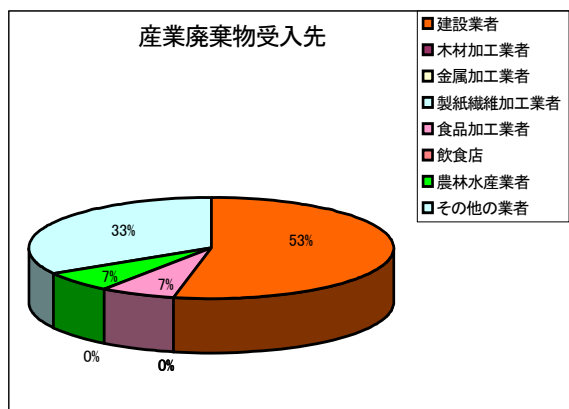
産業廃棄物の受け入れ先は、建設業者が64.1%と断然多い。次いで木材加工業者、食品加工業者となっている。しかし、その他の事業が20.5%と残りは分散していることが窺える。

これを専業者だけでみると、建設業者は53%、その他が33.3%となり、より分散している事がうかがえる。このように産業廃棄物処理業者の専業者は土木・建設業より排出される産廃物よりも、その他の業界より排出される産廃物処理する業者が多いことが窺える。

問 2. 受入契約・取扱手数料について

産業廃棄物の主だった受け入れ先は(専業)

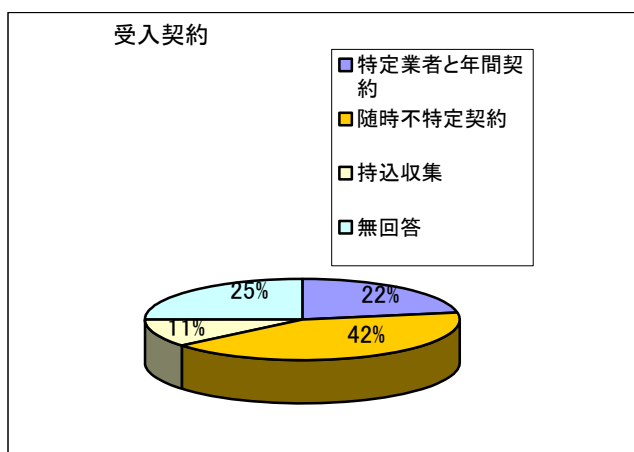
	件 数	構成比
① 建設業者	8	53.3
② 木材加工業者		0.0
③ 金属加工業者		0.0
④ 製紙繊維加工業者		0.0
⑤ 食品加工業者	1	6.7
⑥ 飲食店		0.0
⑦ 農林水産業者	1	6.7
⑧ その他の業者	5	33.3
無 回 答		0.0
計	15	100.0



受入契約の方法は、特定の業者と契約している企業は比較的少なく、不特定業者よりの受入が多い。即ち、特定業者と年間契約している企業は22.2%、随時不特定契約が52.8%となっている。又、取扱手数料については期間契約が少なく、数量単位が55.9%となっている。ただ無回答が41.2%と多く、この件に関しては秘密主義であることが窺え、正確な内容については不明である。

(1) 受入契約

	件数	構成比
① 特定業者と年間契約	8	22.2
② 随時不特定契約	15	41.7
③ 持込収集	4	11.1
④ 無回答	9	25.0
計	36	100.0



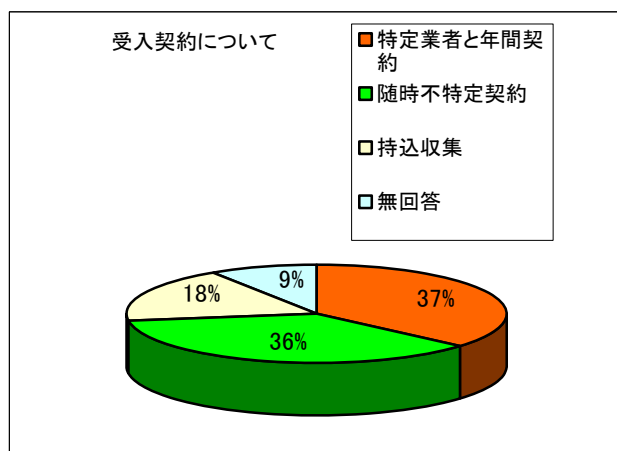
(2) 取扱手数料

	件数	構成比
① 期間単位	1	2.9
② 数量単位	19	55.9
③ 無回答	14	41.2
計	34	100.0

専門業者の受入契約・取扱手数料については、特定業者と年間契約36.4%、随時不特定契約36.4%、持込収集18.2%となっており、特定業者と年間契約をしている企業が多い。

(1) 受入契約

	件数	構成比
① 特定業者と年間契約	4	36.4
② 随時不特定契約	4	36.4
③ 持込収集	2	18.2
無回答	1	9.1
計	11	100.0



(2) 取扱手数料

	件数	構成比
① 期間単位		0.0
② 数量単位	9	81.8
無回答	2	18.2
計	11	100.0

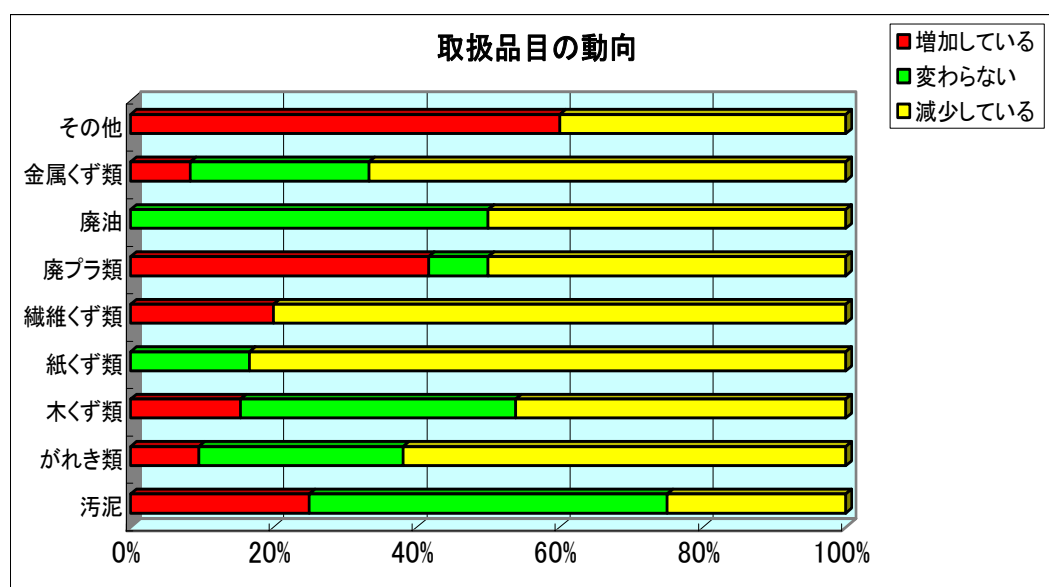
問3．取扱品目の動向

全体的には減少品目が多く、「増加は」18.3%、「減少が」57.3%となっている。品目別では、「増加している」が比較的多いのは廃プラ類、その他の品目類である。汚泥、がれき類、木くず類はいずれも減少傾向にある。これから推察すると産業廃棄物産も多様化していることが窺える。

事業者の場合は、「減少している」企業が断然多く63.9%となっている。これは事業者の取扱品目が土木・建設業に関係している企業の多いことを物語るものである。

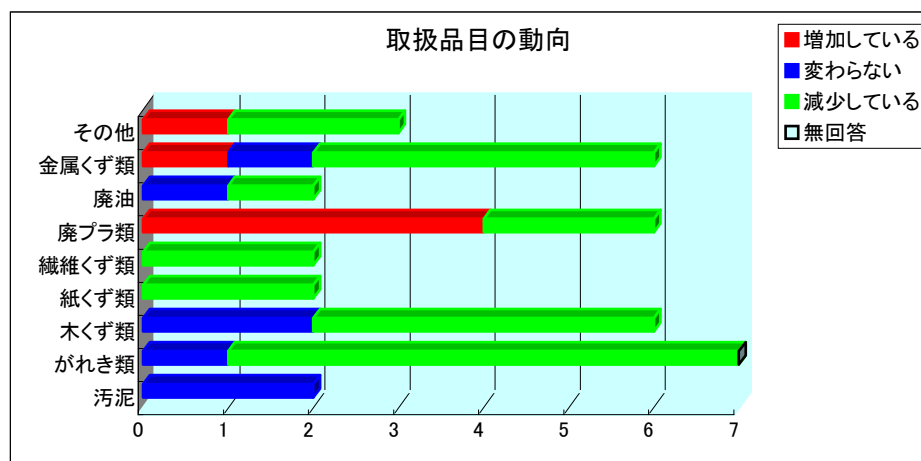
問3 取扱品目と動向

取扱い品目	増加している	変わらない	減少している	無回答	計	企業数率
汚泥	1	2	1		4	4.9
がれき類	2	6	13		21	25.6
木くず類	2	5	6		13	15.9
紙くず類		1	5		6	7.3
繊維くず類	1		4		5	6.1
廃プラ類	5	1	6		12	14.6
廃油		2	2		4	4.9
金属くず類	1	3	8		12	14.6
その他	3		2		5	6.1
計	15	20	47		82	100.0
構 成 比	18.3	24.4	57.3		100.0	



取扱品目と動向(専業)

取扱い品目	増加している	変わらない	減少している	無回答	計	企業数率
汚泥		2			2	5.6
がれき類		1	6	0	7	19.4
木くず類		2	4		6	16.7
紙くず類			2		2	5.6
繊維くず類			2		2	5.6
廃プラ類	4		2		6	16.7
廃油		1	1		2	5.6
金属くず類	1	1	4		6	16.7
その他	1		2		3	8.3
計	6	7	23		36	100.0
構成比	16.7	19.4	63.9		100.0	



問4. 産業廃棄物の再資源化について

(1) 産業廃棄物再資源化企業

企 業 数	33	100
資源再資源化企業	27	81.8

産業廃棄物の再資源化については、81.8%の企業が行っている。只、これは自社で行っているものではなく持込先で処理しているものも含まれているので、多いと考えられる。何れにせよ資源の再利用については、積極的に取り組んでいることが窺える。

産廃品の再資源化について(専業)

企 業 数	33	100
資源再資源化企業	27	81.8

専業企業の場合は、やや資源再生企業は少なく直接最終処分を行っているが、全体平均よりも高い。

(2) 資源の再生製品

産業廃棄物の再資源化の状況

産 廃 品	リサイクル製品	企 業 数	構 成 比	販 売 先
汚泥・がれき類	再生骨材	19		建設業
	堆肥・肥料	1		園芸用
	セメント	1		
	計	21	50.0	
木・紙・繊維くず	チップ	6		製紙工場
	堆肥・肥料	3		農業用
	固形燃料	1		製紙工場
	合板	1		
	計	11	26.2	
金属・自動車・電気器	スクラップ	5		製鉄工場
	計	5	11.9	
廃プラ・ガラス・廃油	再生素材	4		工場原材料
	再生燃料	1		園芸用
	計	5	11.9	
総合計		42	100.0	

産業廃棄物の再資源化は、汚泥・がれき類の再生企業が50.0%と半数である。次いで木・紙・繊維くず類で26.2%、これだけで76.2%を占めている。主だった再生製品は、路面用骨材、堆肥・肥料、固形燃料である。比較的再生工程が単純で、技術が低く、投資の少ない分野に限られている。又、専業者もこの傾向は同じである。

産業廃棄物の再資源化の状況(専業)

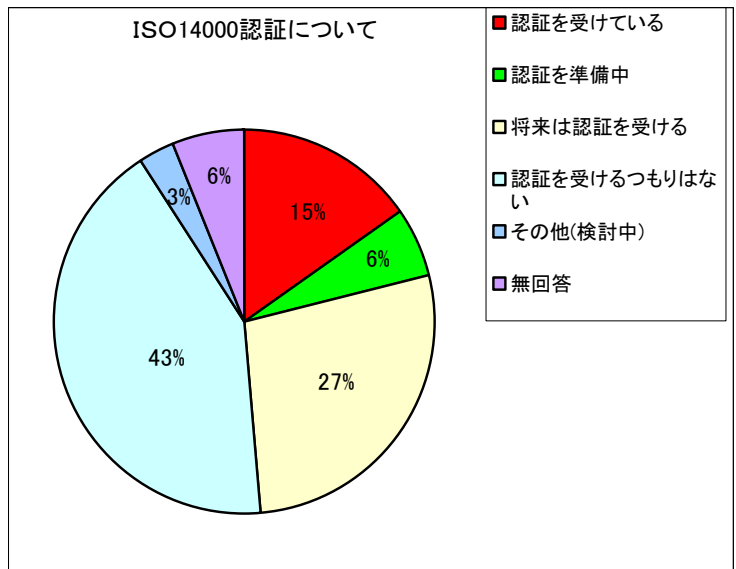
産 廃 品	リサイクル製品	企 業 数	構 成 率	販 売 先
汚 泥 ・ が れ き 類	再生骨材	4		建設業
	堆肥・肥料	1		園芸用
	計	5	35.7	
木・紙・繊維くず類	固形燃料	1		製紙工場
	堆肥・肥料	1		農業用
	チップ	1		製紙工場
	計	3	21.4	
金属・自動車・電気器具	スクラップ	3		製鉄工場
	計	3	21.4	
廃プラ・ガラス・廃油	再生素材	2		工場原材料
	再生燃料	1		園芸用
	計	3	21.4	
総合計		14	100.0	

問 5．環境に配慮した経営体制の構築状況

(1) ISO14000取得の状況

(1) ISO14000の認証について

	件 数	構成比
① 認 証 を 受 け て い る	5	15.2
② 認 証 を 準 備 中	2	6.1
③ 将 来 は 認 証 を 受 け る	9	27.3
④ 認 証 を 受 け る つ も り は な い	14	42.4
⑤ そ の 他 (検 討 中)	1	3.0
⑥ 無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

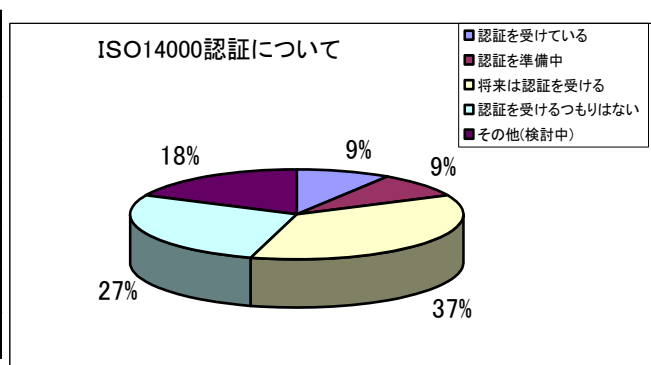


環境保全をビジネスとする企業としては、環境に配慮した経営体制の構築が遅れている。

「認証を受けている」企業は僅か15.2%であり、「認証を準備中」を入れても21.3%である。今後とも「認証を受けるつもりはない」企業が42.3%と半数近くあることが懸念される。ただ事業者の場合は企業規模が小さいため認証を受けるだけの余力がないためと考える。このため「将来は認証を受ける」企業が36.1%ある。

(1) ISO14000の認証について

	件 数	構成比
① 認 証 を 受 け て い る	1	9.1
② 認 証 を 準 備 中	1	9.1
③ 将 来 は 認 証 を 受 け る	4	36.4
④ 認 証 を 受 け る つ も り は な い	3	27.3
⑤ そ の 他 (検 討 中)	2	18.2
無 回 答		0.0
計	11	100.0

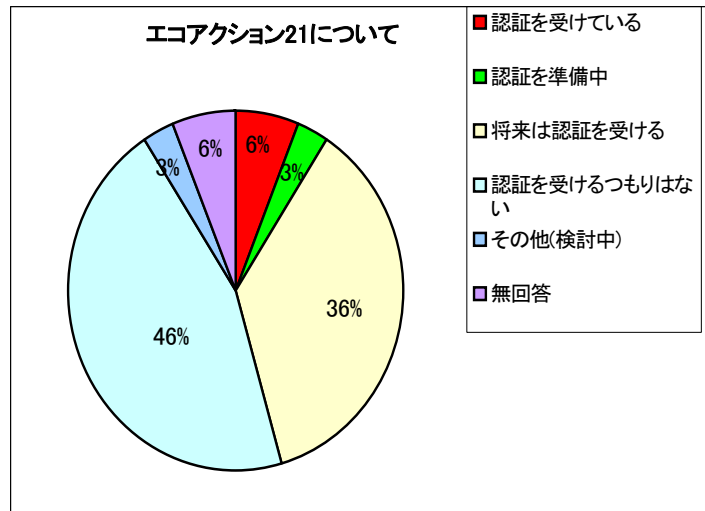


(2)「エコアクション21」について

ISO14000は国際規格のため、経費負担が大きく零細企業は取り組みがたいこともあり、高知県としては、「エコアクション21」を推奨している。しかし、これについてもISO14000同様、積極的な取り組みが見受けられない。

(2)「エコアクション21」について

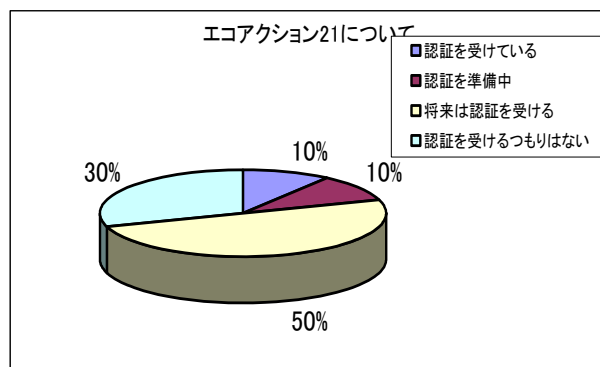
	件数	構成比
① 認証を受けている	2	6.1
② 認証を準備中	1	3.0
③ 将来は認証を受ける	12	36.4
④ 認証を受けるつもりはない	15	45.5
⑤ その他(検討中)	1	3.0
⑥ 無回答	2	6.1
計	33	100.0



「エコアクション21」についても、「認証をうけている」は僅か2企業で、準備中を入れても3企業だけである。将来においても「認証を受けるつもりはない」企業が45.5%あり、ISO14000より熱意がないことが窺える。これも事業者だけでみると将来「認証をうける」層が多く、他の企業より認識の高さが伺える。

(2)「エコアクション21」について

	件数	構成比
① 認証を受けている	1	9.1
② 認証を準備中	1	9.1
③ 将来は認証を受ける	5	45.5
④ 認証を受けるつもりはない	3	27.3
⑤ その他(検討中)		0.0
無回答	1	9.1
計	11	100.0

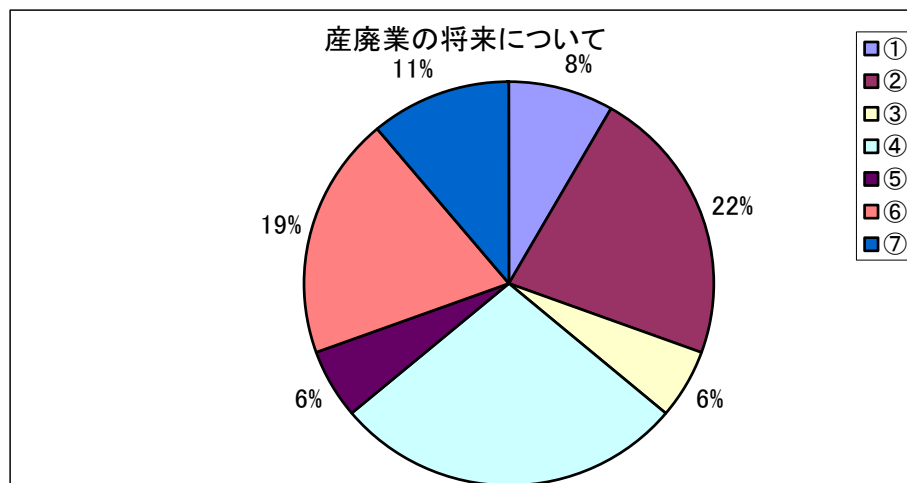


3. 経営課題と今後の対応

問1. 産業廃棄物の将来について

産業廃棄物処理業について

	件 数	構成比
① この事業は時代の要請から大きく伸びる	3	8.3
② リサイクル資源の開発が無限にあり、開発すれば大きく伸びる	8	22.2
③ 産廃処理の規制が厳しく、ビジネスとして成り立たない	2	5.6
④ 施設が過大となり、大手企業との格差ができ、小規模企業では成り立たない	10	27.8
⑤ 将来は見込みない	2	5.6
⑥ その他	7	19.4
⑦ 無回答	4	11.1
計	36	100.0

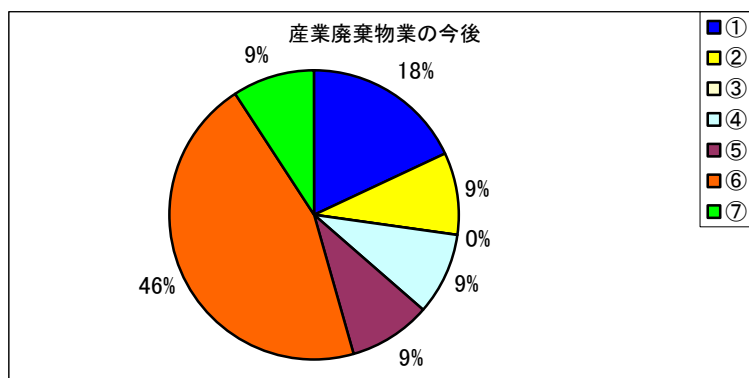


産業廃棄物処理業について、将来に希望を持っている企業は、「この事業は時代の要請から大きく伸びる」と、「リサイクル資源は無限であり、開発すれば大きく伸びる」を合わせて30.5%ある。これに対し、悲観的意見、「規制が厳しくビジネスとして成り立たない」「施設が課題となり、大手企業との格差ができ小規模企業では成り立たない」「将来見込みがない」を合わせると39%ある。これからみると、事業実績の将来性については悲観していないことが窺える。

特に事業者は悲観的意見の「規制が厳しくビジネスとして成り立たない」「将来見込みがない」を合わせて11.2%と非常に少ない。事業者は将来に向かい積極的に取り組んでいることが窺える。

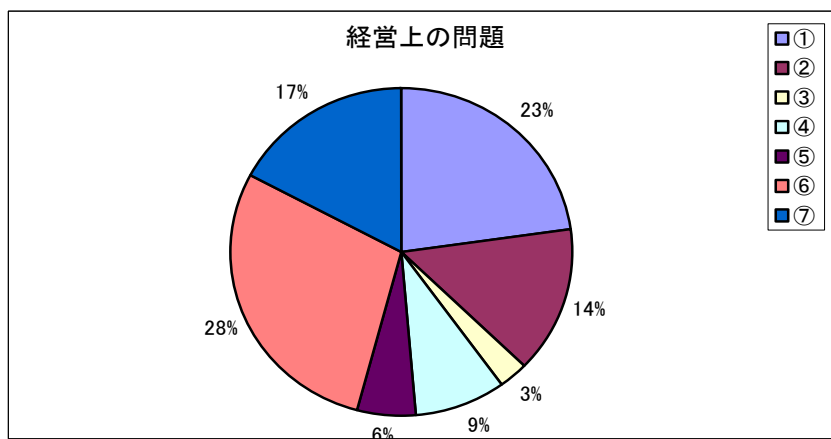
産業廃棄物処理業について(専業者)

	件 数	構成比
① この事業は時代の要請から大きく伸びる	2	18.2
② リサイクル資源の開発が無限にあり、開発すれば大きく伸びる	1	9.1
③ 産廃処理の規制が厳しく、ビジネスとして成り立たない		0.0
④ 施設が過大となり、大手企業との格差ができ、小規模企業では成り立たない	1	9.1
⑤ 将来は見込みない	1	9.1
⑥ その他	5	45.5
⑦ 無回答	1	9.1
計	11	100.0



問2. 現在、経営上一番問題となっているもの

	件 数	構成比
① 規制が厳しく小規模では出来なくなってきた	8	22.9
② リサイクル等高級技術が要求される、技術力不足	5	14.3
③ 3Kの代表であり、雇用が困難	1	2.9
④ 設備の老朽化	3	8.6
⑤ 運転資金等資金不足	2	5.7
⑥ その他	10	28.6
⑦ 無回答	6	17.1
計	35	100.0

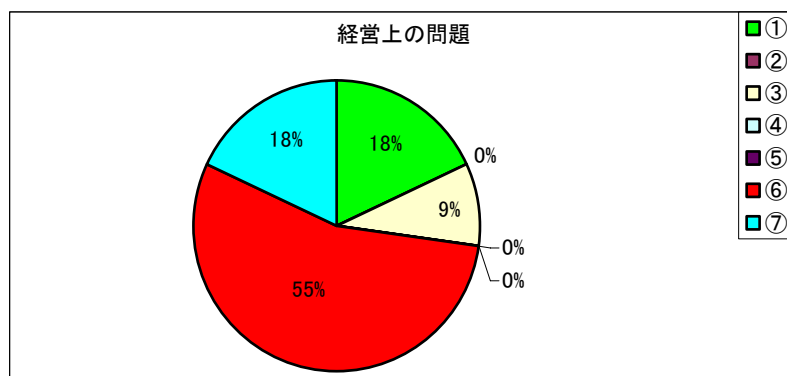


現在、経営上一番課題となるものは、「規制が厳しく、小規模では出来なくなった」が22.9%、「リサイクル等高度技術が要求される、技術不足」14.3%、「設備の老朽化」8.6%、「運転資金不足」5.6%の順にあげている。厳しくなっていく経営環境の中にあり、設備の近代化や技術の高級化が求められ、経営の高品質化と人材育成が今後の経営課題となっている。

専業者だけで見ると、特別に経営課題をあげていないが、その他の事項と無回答が多い。これは例題にあげている事項以外の事項が経営課題としてあることを示すもので、経営課題が多岐に分かれ複雑化している事が窺える。

現在、経営上一番問題となっているもの(専業者)

	件 数	構成比
① 規制が厳しく小規模では出来なくなってきた	2	18.2
② リサイクル等高度技術が要求される、技術力不足		0.0
③ 3Kの代表であり、雇用が困難	1	9.1
④ 設備の老朽化		0.0
⑤ 運転資金等資金不足		0.0
⑥ その他	6	54.5
⑦ 無回答	2	18.2
計	11	100.0

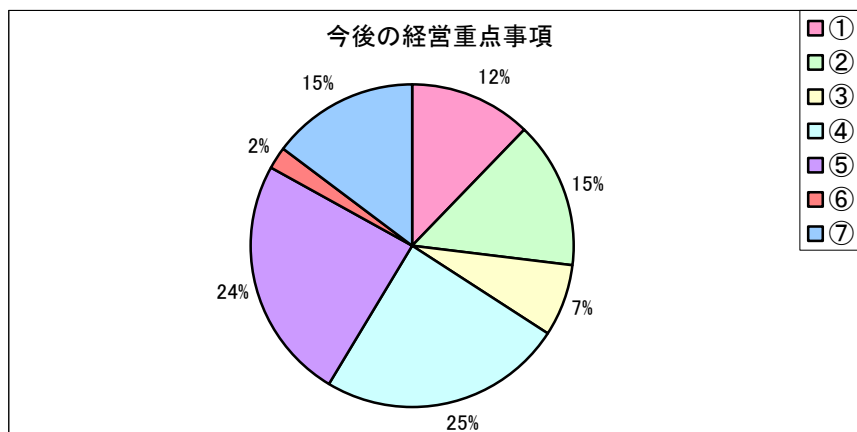


問3. 今後、何を重点に経営に取り組むか

今後、経営の重点は、「人材育成と技術力の向上を図り、リサイクル開発や新分野進出」が24.4%、「原価管理を徹底し、コスト低減を図る」24.4%、「企業の財務基盤を充実するため、経営体制を確立する」14.6%、「地域の環境保全業者としての意識を持ち、全社員の改革を図る」12.2%となっている。何れも企業体制を整備し、人材育成や技術力を向上し、新しい時代の産廃業者の構築を目指している。

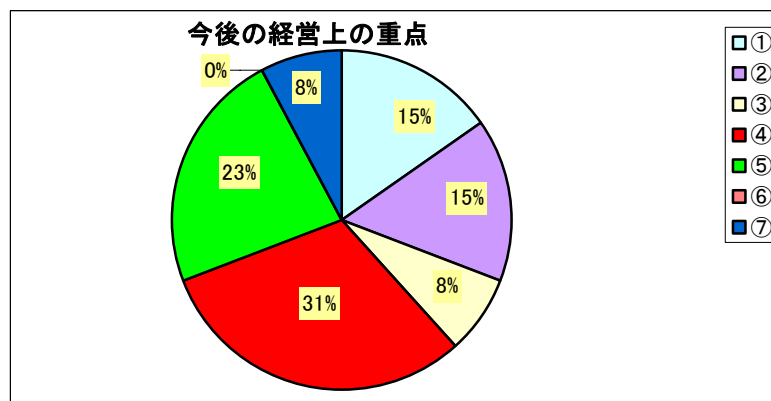
今後何を経営の重点にして経営に取り組めますか

	件 数	構成比
① 地域の環境保全業者としての意識を持ち、全社員の改革を図る	5	12.2
② 企業の財務基盤を充実するため、経営体制を確立する	6	14.6
③ 経営品質の向上を図り、社会的信用を得るための経営の刷新を図る	3	7.3
④ 人材育成と技術力向上を図り、リサイクル開発や新分野進出	10	24.4
⑤ 原価管理を徹底し、コスト低減を図る	10	24.4
⑥ その他	1	2.4
⑦ 無回答	6	14.6
計	41	100.0



今後何を経営の重点にして経営に取り組めますか(専業者)

	件 数	構成比
① 地域の環境保全業者としての意識を持ち、全社員の改革を図る	2	15.4
② 企業の財務基盤を充実するため、経営体制を確立する	2	15.4
③ 経営品質の向上を図り、社会的信用を得るための経営の刷新を図る	1	7.7
④ 人材育成と技術力向上を図り、リサイクル開発や新分野進出	4	30.8
⑤ 原価管理を徹底し、コスト低減を図る	3	23.1
⑥ その他		0.0
⑦ 無回答	1	7.7
計	13	100.0



専門業者の今後の重点的経営戦略についても、全体の経営者の意識と大きく違ってはいないが、「人材育成と技術力の向上を図り、リサイクル開発や新分野進出」30.8%が全体平均より高く、専門業者は兼業者より、技術向上により新たな分野への開拓を求めていることが窺える。

問4. 行政や業界への要望事項

① 産業廃棄物の適正処理にはそれなりの処理価格が必要であり、競争しての低価格は謹んでほしい。
② 行政も業界も法改正があれば、「〇年〇月までにはこうしなさい」と通告するだけです。そのための何の支援もありません。小企業はなくなってもいいと考えていると思います。顧客の中には一人で経営している人もたくさんいます。小回りのきく小企業も必要な時があると思いますが、適正処理をするための適正価格は必要だと思います。
③ 業界の処理単価のダンピングを無くし、適正価格で処理を行えるような無理のない運営が望まれます。行政も業界の現状を理解して頂き、行政発注仕事においても再生処理が可能な施設を見極め、適正な価格を提示して頂きたい。
④ 処理法に関する監視の徹底と、出先機関の専門職の配置を望む（建設リサイクル届出・マンフェスト指導強化等）。不法処理が目につく。
⑤ 法規が変更になり次第、業者に通達が欲しい。不法投棄の取り締まりの徹底をして欲しい。業として許可を取って営業している業者には厳しく、自家処分としてやっている業者には大変甘く、法の抜け道をくぐってやっている業者をもっと厳しく取り締まりをして欲しい。

第4章 アンケート調査のまとめ

(調査の概要)

この調査は、高知県産業廃棄物協会の協力を経て、その会員うち、主に処理事業所を対象としてアンケート調査を実施したものである。調査票配布数64枚、回収33枚、回収率51.5%であり、これをもって業界全体の実態とするには、問題が有るかもしれない。しかし、本調査表を提出してくれた企業は産廃事業に対し、積極的に関与している企業であり、これの集計は、高知県産業廃棄物処理業の実態縮図と理解される。

1. 高知県産業廃棄物処理業者の経営状況

(1) 企業組織と経営規模、

調査対象とした産業廃棄物処理業者は93%が法人組織である。企業規模は零細企業であるが、企業体制は整備されていることになる。これは許認可事業によることと、主体事業を持つ兼業企業が多い事によるものであると考えられる。産業廃棄物事業以外に主体事業を営んでいる関係から、企業規模は、両極端化しており、従業員数からみて、10人以下が36.4% 30人以上が27.3%と分かれている。ただ専業企業だけを見ると10人以下で81.8%占めており、産廃処理事業だけで見ると零細企業であることが窺える。

(2) 企業の創業年と許可の状況

調査企業は、主体事業の兼業者が多いため、創業は昭和年代が48.5%、平成年代が51.5%と半々の創業となっている。専業者だけの創業をみると、平成年代が81.9%であり、産廃事業は規制が厳しくなった、平成年代からと理解される。産廃処理業の許可年は平成6年以降が60.6%であり、規制により許可業者が増加したことが窺える。特に専業者は平成になってからの許可であり、平成6年以降が73.6%と10年以内に許可を受けた企業が多い。このように産業廃棄物処理業は新しいビジネスとして創業されたことが窺える。

事業の許可内容は、産業廃棄物処分業については全企業が許可を取得しており、そのうち69.7%の企業が収集運搬業の許可を取得している。又、特別管理産業廃棄物処分業1.3% 特別管理産業廃棄物収集運搬業0.7%と僅かな企業が許可をうけている。

処理方法では、収集運搬業では、61%の業者が保管・積み替えをして、最終処分場へ搬入しており、直接最終処分場へ搬入されるのは、39%程度である。又、処分方法は、破碎51%、焼却17%、埋立て17%となっている。

(3) 専業者、兼業者の状況

産廃処理事業は、環境保全の規制が厳しくなり、主体事業の排出物の自己責任から、主体事業の附属事業として創業したものが多く、このため産業廃棄物処理業は兼業としている企業が多い。

産廃事業を主体として、他の事業を兼業とした場合、その取扱の状況を見ると兼業50%以上が70%ある。これからみると大半の企業者は産業廃棄物業をビジネスというより主体事業の促進のための補助事業にしかすぎず、この事業による戦略的政策の展開は考えていないことが推察される。特に兼業が90%以上の企業が40.9%ある、これらの企業は産廃処理事業者といえない。

又、兼業とされる業種をみると、土木建設業が41.7%と半数近くある。この状況からみて、高知県の産業廃棄物処理業は土木・建設業の付随事業のような位置に有る。

(4) 高知県産廃事業者の過去3ヶ年の動向

産廃業者の過去3ヶ年の事業実績は「減少している」企業が「増加している」企業を上回っている。全体動向では本業界は低迷傾向にある。これは、高知県の産業廃棄物業が土木・建設業に依存しているため、今日の土木・建設業の停滞が大きく影響している事が考えられる。ただ、内容的にみると、「増加している」と答えた企業の場合、取扱量が「増加している」答えた企業より、売上高の「増加している」と答えた企業の方が多くなっている。これは、数量は伸びなくても、価額が高くなったことで、単価が上昇しているか、付加価値の高いものへの移行によるものかである。

これから推察すると、「増加している」企業の将来展望は、明るいものが期待される。特に、専業者だけをみた場合、取扱量、売上高、営業利益とも「増加している」企業の率が全体平均よりも高い。これは、厳しい中であって専業者の経営努力の結果である。ただ、売上高が「増加している」にもかかわらず、営業利益が増加していない。これは、経費の増加による、コスト上昇が窺える。企業の原価管理を含め計数管理体制が求められている。

2. 高知県産業廃棄物処理業者の事業体制

(1) 産業廃棄物の受け入れ先と契約の状況

産業廃棄物の受け入れ先は、兼業者のところで示した通り、高知県の産業構造の特性により、土木・建設業が64.1%と大半をしめている。残りは全産業に分散している。このように高知県の産業廃棄物処理業は、土木・建設業の附属産業の位置づけにある。ただ、専業者の場合は、土木・建設業が53.3%とやや低く、その他の事業が33.3%となっており、多様な産業の産廃物を手がけ専門分野を開拓しながら、事業展開を図っていること

が窺える。

受入契約については、固定的に年間契約をしている企業は比較的すくなく、随時契約が多い。ただ、専業者の場合は、専属業者が多い為か、年間契約が多くなっている。

又、取扱手数料については、殆どが数量単位できめている。ただ、取扱手数料の決め方については、無回答が41.2%ありその厳しい秘密主義がうかがえる。

(2) 取扱品目の動向

取扱品目は、がれき類、木くず類、汚泥で46.4%を占めている。これは、高知県の場合、排出業者が土木・建設業者が多いことによるものである。つづいて廃プラ類、金属くずとなっている。専業者だけの取扱品目も、その構成比率は大きく変化はないが、土木・建設業者の排出物はやや少なく、その他の品目が多くなっている。

専業者が不特定多数の業界の産廃品を取り扱っていることが窺える。この取扱品目の動向は、全体としては「減少している」と答えた企業が多い。「増加している」と答えた企業の多い品目は、廃プラ類、その他である。特にその他の品目が「減少している」と答えた企業より、「増加している」と答えた企業が多い。産廃品が多品目化していることがうかがえる。現状と「変化していない」と答えた企業の多い品目は、汚泥、木くず類、廃プラ類である。「減少している」と答えた企業の多い品目は、金属類、繊維くず類、紙くず類、がれき類となっている。いずれにせよ、産廃品が旧来の品目から新たな品目、たとえば、中古自動車、そのパーツ、中古パソコン等多品目化していることが推察される。

(3) 産業廃棄物の再資源化について

調査企業の産業廃棄物を再資源化している企業数は81.8%と非常に多い。これは持込処分場の分を含んでいるかも知れない。専業者だけでみると再生資源化を行っている企業は63.6%である、専業者の場合、収集運搬だけを専業としている企業が多いためである。いずれにせよ、産業廃棄物処理業者は資源再生について、何らかの対応は考えているようである。

産業廃棄物の再資源化の現状は、汚泥、がれき類から、これを破碎、洗浄精製し、分類し、再生骨材、路面用材、堆肥肥料に製品化するもの、木材くず類、繊維くず類から粉碎、圧縮等の加工により、チップ、固形燃料、合板の製品化、また、金属くずはスクラップへ、廃油、廃プラスチックは素原料へ精製され販売されている。

ただ、現状では、これらの製品は比較的低い技術で、そして、簡単に投資の少ない施設により、加工出来るものに限られている。将来においては、高技術と高度な設備による資源再生が求められる。

(4) 環境に配慮した経営体制

産業廃棄物処理業は、循環型環境社会の構築ビジネスであり、環境保全産業である。このため経営活動において、環境負荷の軽減は一層注意すべきである。しかし、環境に配慮した経営体制の構築については、非常に関心が低い。環境管理経営の国際規格である、ISO 14000の認証について「認証をうけている」企業は、15.2%である。「認証を準備中」「将来認証を受ける」を合わせ、33.4%で、将来は半数近くが認証事業所となることになっている。

しかし、42.4%の企業は「認証をうけるつもりはない」と答えている。又、高知県が推奨する「エコアクション21」についても、「認証をうけている」企業は、僅か6.1%である。しかも、これについては、「認証をうけるつもりはない」と45.5%の企業が答えている。ISO 14000は国際規格であり、その手続きや経費高から嫌遠しているかも知れないが、「エコアクション21」については、予想以上に関心の低さがうかがえる。企業規模が零細であり、経営体制が整わず認証企業として組織化できない事や、手続きが煩雑な事が影響していると考えられる。しかし、環境保全のビジネスであり、環境配慮の意識は全社含めて、他産業以上に持つべきである。このためには、業界全体として取り組むべきであろう。

3. 経営課題と今後の対応

(1) 産業廃棄物処理業の将来について

産業廃棄物処理業の将来について、期待を持っている企業と将来を悲観的に見ている企業は半々である。悲観的意見としては、「施設が過大となり、大手企業との格差ができ、小規模企業では成り立たない」「将来見込みもない」で33.4%ある。将来期待をもっている企業は、「リサイクル資源の開発が無限であり、開発すれば大きく伸びる」「時代の要請から大きく伸びる」で30.5%となっている。専業者だけでみると悲観業者より将来に期待をもっている企業が多い。ただ、専業者は「その他、」と無回答で54.6%あり、例記以外の理由があることがうかがえる。

(2) 現在経営上の問題

現在、経営上問題となっているものは、「規制が厳しく、小規模では出来なくなってきた」が22.9%と一番多くの企業があげている。次いで「リサイクルに高技術が要求される、技術不足」14.3%となっている。これは専業者も同じ意見である。ただ、「その他」と無回答が45.7%ある。特に専業者はこの傾向が強く、「その他」と無回答で72.7%もある。これらは、経営問題が例記以外にあり複雑多岐に亘っていることがうかがえる。

即ち、この業界が、他産業と違い、特殊的存在位置にあり、産業としての歴史が若い産業で有ることと、公益性やサービス性の制約、企業の従属性、そして又、無限にある開発性等の問題があると考えられる。

(3) 今後の重点施策

今後の経営施策の重点は「人材育成と、技術の向上を図り、リサイクル開発や新分野進出」30.8%、「原価管理を徹底し、コスト低減を図る」23.1%となっている。この施策は、専業者も同じであり、各企業とも企業体制の整備を優先的に考え、企業の近代化へ向けての経営を構築しようとしている。

第5章 おわりに

循環型社会の構築に向けて産業全体の環境負荷軽減の企業経営が進む中、産業廃棄物処理業者の社会的役割は益々重要となっている。そして産業廃棄物処理業者の経営基盤の充実と技術力の向上と、健全な経営と適正な処理事業の運営が社会的に求められている。

こうした中、今回高知県内に於ける産業廃棄物処理業者の実態を調査し、業界の適正な運営と経営の安定に供するため、社団法人高知県産業廃棄物協会の協力を経てアンケート調査を行った。

産業廃棄物の排出量は全国的にみても、企業の循環型社会構築の意識の高まりや、自然にやさしい「ものづくり」、製品の自己責任によるリサイクルシステムの構築、また各種リサイクル法の規制等により年々減少傾向にある。しかし、量的には減少しても消費ニーズの多様化による産業の変化により廃棄物の質的变化、多種類化は進んでいる。

高知県に於いても、これ等の産業廃棄物を取り巻く環境の変化による排出量の減少に加え、高知県の産業構造の特性から土木・建設業の排出する産業廃棄物が多いため、公共投資の抑制に伴い量的には大きく減少している。今後ともこの傾向は続くことが予測されている。ただ、土木・建設業が復興すると量的には復元の兆しはある。又、産業構造の変化により、産業廃棄物が土木・建設産廃品から他業種産廃品へ変化しつつあり、産業廃棄物の質的变化、及び多種類化が予測される。今後はこれ等の変化に順応した産業廃棄物処理業者の対応が求められてくる。

高知県に於ける産業廃棄物の許可業者の実態をみると、専業者は一部（アンケートでは33.3%）であり、殆どの企業者は兼業者である。中には母体企業の事業推進のための付属機関として許可を取得しており、業として経営されていない企業もある。このため専業者が、これら兼業業者と同じ業態で競合すると、経営が困難であることがうかがえる。このことから専業者は、他企業と差別化を図るための独自の技能を有するか、または再生資源による資源販売の業を行っている。

産業廃棄物処理業のその業態は大きく分けて以下の四つに分類される。

- (1) 産業廃棄物排出業者より産業廃棄物を収集して最終処分場へ運搬する運送業的業態
- (2) 産業廃棄物排出業者より産業廃棄物を収集運搬して、処理場で選別分類し、再生資源を加工処理し再生品を販売する。そして残滓は最終処分場にて処理をする製造業的業態
- (3) 自らは収集運搬せずに、持ち込まれた再生可能な資源を処理工場で資源化、若しはメーカーリサイクルシステムの一環を担い、リサイクル製品を解体、配送する製造業的業態

(4) 産業廃棄物排出業者が自らの排出物を最終処理（破碎、焼却、埋立等）行う業態がある。

以上のように産業廃棄物処理業者は、業態の違いにより、経営管理手法や経営戦略のあり方が違ってくる。

アンケートによると、高知県産業廃棄物処理業者の経営実態は非常に零細で経営基盤が脆弱である。これは母体企業の付属機関的企业が多いこともあるが、廃棄物処理業が事業としての企業体制確立の遅れが影響しているものと考えられる。しかも専門業者の場合であっても、経営体質が旧来の「古物商」から「廃品回収業」の域を出ておらず生業的な企業が多い。今後独立して事業を営むには、経営基盤の強化と経営体制の近代化が望まれる。事業の内容をみると、資源再生事業については単純な作業で対応できるもの、また大きな設備が不要なものに限られている。しかも経営基盤が弱小なため、これ以上のものは望めない現状にある。

しかし、将来再生リサイクル専門業者が生き残るためには、より高度な技術や高度な設備を必要とする。

アンケートによる産廃業界の現状は、業績状況からみて非常に厳しい状況にある。調査企業の51.5%は売上高が減少し、営業利益も54.5%は減少していると回答しており、業界全体の低迷が窺える。しかし、売上が伸びている企業30.3%、収益の伸びている企業15.2%あり、前述した4つの業態のいずれに属しているか、または個別企業の経営戦略のあり方によっては将来期待できる業界であることが予測される。

今回はアンケート調査に加えて、一部企業の個別ヒヤリングを行った。ヒヤリングの内容を分析した結果得られた見解は、企業間格差が起きており二極化している。

売上が伸び収益性の高い勝ち組み企業は、経営体制の充実をはかり、経営戦略において他社との差別化を図っている企業である。

これからは産業構造の変化とともに産業廃棄物がますます多様化し、有機質物、有害物の増加が予測される。このため産業廃棄物処理業者は環境変化に対応する体制づくりを急ぐと共に、設備の近代化を図り、高度な技術の習得が必要となる。

しかし、現状の経営基盤や体制ではこれらに適應できる企業は少ない。早急に経営基盤の強化、経営体制の近代化を図ることが必要である。

環境保全重視の経営と循環型社会構築の社会的要請の中で、産業廃棄物処理業者の社会的役割は重要であるばかりでなく、その公益性も強く求められている。もし産業廃棄物処理業者の経営基盤が崩壊し倒産するような事態が起きることがあれば、その残滓等により公害をおこす要因となる。

許認可申請において経営基盤に係る審査を求める理由がここにある。産業廃棄物業者の経営安定は自社だけのものではなく、社会的責任からも必要である。

本調査報告書を検討され、業界及び監督官庁においても、より産業廃棄物処理業者に経営安定の支援指導を望むものである。

資 料 編

I. 高知県産業廃棄物処理業者アンケート

1. 事業所の概要について

問 1 あなたの事業所の経営概要についてお尋ねします。 該当するものに○をしてください。

- (1) 事業所の組織は ①個人 ②株式 ③有限 ④組合 ⑤その他
 (2) 事業所の創業年 (明治・大正・昭和・平成 年)
 (3) 産廃処理業許可年度 (昭和・平成 年)
 (4) 従業員数(事業主を含む) 名

問 2 あなたの事業所の産廃事業について

- (1) 専業ですか ①専業 ②兼業あり
 (2) 兼業の業種を記入ください
 事業名 () 全体売上に占める割合 (%)
 (3) 従業員の配置はどうなっていますか
 産廃事業 名 その他の事業 名

問 3 あなたの事業所の産廃事業許認可について記入ください

許 可 事 業	許 可 年 月	処 理 方 法
産業廃棄物収集運搬業	昭・平 年 月	積替・保管 あり なし
特別産業廃棄物収集運搬業	昭・平 年 月	破碎 焼却 圧縮 埋立 その他
産業廃棄物処分業	昭・平 年 月	破碎 焼却 圧縮 埋立 その他
特別管理産業廃棄物処分業	昭・平 年 月	破碎 焼却 圧縮 埋立 その他

問 4 あなたの事業所の過去3カ年の産廃事業の動向について

- (1) 取扱量 ①増加している ②変化ない ③減少している
 (2) 売上高 ①増加している ②変化ない ③減少している
 (3) 営業利益 ①増加している ②変化ない ③減少している

2. あなたの事業所の産廃事業についてお尋ねします。

問1 産業廃棄物の主だった受け入れ先はどこですか

- ① 建設業者 ②木材加工業者 ③金属加工業者 ④製紙繊維加工業者
⑤食品加工業者 ⑥飲食店 ⑦農林水産業者 ⑧その他の業者

問2 受入契約、取扱手数料の設定について

- (1) 受入契約 ①特定業者と年間契約 ②随時不特定契約 ③持込収集
(2) 取扱手数料 期間単位 数量単位
(現状 屯当たり 円)

問3 取扱品目の取扱量と動向

取 扱 品 目	取 扱 量	過 去 3 カ 年 に 比 較 し た 動 向
汚 泥		増加している 変わらない 減少している
がれき類		増加している 変わらない 減少している
木くず類		増加している 変わらない 減少している
紙くず類		増加している 変わらない 減少している
繊維くず類		増加している 変わらない 減少している
廃プラ類		増加している 変わらない 減少している
廃油		増加している 変わらない 減少している
金属くず類		増加している 変わらない 減少している
その他		増加している 変わらない 減少している
計		

問4 あなたの事業所は取り扱う産廃品をリサイクルし、再資源化を図っていますか。

産 業 廃 棄 物	リサイクル製品	販売先及び用途
汚泥・がれき類		
木くず・紙・繊維類		
金属・自動車・電気器具		
廃プラ・ガラス・廃油		

問5 あなたの事業所は環境に配慮した事業体制を整えていますか

(1) あなたの事業所はISO14000の認証についてどのように考えていますか

- ① 認証を受けている ②認証を準備中 ③将来は認証をうける
- ④ 認証を受けるつもりはない

(2) あなたの事業所は「エコアクション21」についてどのように考えていますか

- ①認証を受けている ②認証を準備中 ③将来は認証をうける
- ④認証を受けるつもりはない

3. 経営課題と今後の対応について

問1 あなたは産業廃棄物処理業についてどのようにお考えですか

- (1) この事業は時代の要請から大きく伸びる
- (2) リサイクル資源の開発が無限にあり、開発すれば大きく伸びる
- (3) 産廃処理の規制が厳しく、ビジネスとして成り立たない
- (4) 施設が過大となり、大手企業との格差ができ、小規模企業では成り立たない
- (5) 将来は見込みない
- (6) その他

問2 現在経営上一番問題となっているものはなんですか

- (1) 規制が厳しく小規模では出来なくなってきた
- (2) リサイクル等高級技術が要求される、技術力不足
- (3) 3kの代表であり、雇用が困難
- (4) 設備の老朽化
- (5) 運転資金等資金不足
- (6) その他

問3 あなたは今後何を経営の重点にして、経営に取り組みますか

- (1) 地域の環境保全業者としての意識を持ち全社員の改革をはかる
- (2) 企業の財務基盤を充実するため経営体制を確立する
- (3) 経営品質の向上を図り、社会的信用を得るための経営の刷新を図る
- (4) 人材育成と技術力向上を図り、リサイクル開発や新分野進出
- (5) 原価管理を徹底し、コスト低減をはかる
- (6) その他

4. 行政や業界への要望事項

--

ご協力有り難うございました

A. 高知県産業廃棄物処理業者アンケート集計結果

I. 事業所の概要について

問1. 事業所の経営概要

(1) 組織

	件 数	構成比
① 個 人	2	6.1
② 株 式	16	48.5
③ 有 限	11	33.3
④ 組 合	2	6.1
⑤ そ の 他	1	3.0
無 回 答	1	3.0
計	33	100.0

(2) 創業年

	件 数	構成比
① 明 治		0.0
② 大 正		0.0
③ 昭 和	16	48.5
④ 平 成	17	51.5
無 回 答		0.0
計	33	100.0

(3) 産廃処理業許可年度

	件 数	構成比
① 昭 和	2	6.1
② 平成1年～5年	8	24.2
③ 平成6年～10年	12	36.4
④ 平成11年～15年	8	24.2
⑤ 平成16年以降	1	3.0
不 明	1	3.0
無 回 答	1	3.0
計	33	100.0

(4) 従業員数(事業主を含む)

	件 数	構成比
① 1人～10人	12	36.4
② 11人～20人	7	21.2
③ 21人～30人	3	9.1
④ 31人以上	9	27.3
無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

問2. 事業所の産廃事業について

(1) 組織

	件 数	構成比
① 専 業	11	33.3
② 兼 業 あ り	22	66.7
無 回 答		0.0
計	33	100.0

(2)-1 兼業の業種

	件 数	構成比
① 土木・建設業	10	41.7
② 運送業	2	8.3
③ 砕石販売	2	8.3
④ 運送砂利採取	1	4.2
⑤ セメント製造業	2	8.3
⑥ 解体業	1	4.2
⑦ 請負作業	1	4.2
⑧ 加工業	1	4.2
⑨ 金属くず卸	1	4.2
⑩ とび土工	1	4.2
⑪ 産廃処分	1	4.2
⑫ 塩販売	1	4.2
計	24	100.0

(2)-2 全体売上に占める兼業の割合

	件 数	構成比
① 1～20%	1	4.8
② 21～30%	1	4.8
③ 31～50%	3	14.3
④ 51～70%	2	9.5
⑤ 71～90%	3	14.3
⑥ 91%～	9	42.9
無 回 答	2	9.5
計	21	100.0

(3) 従業員の配置(産廃事業)

	件 数	構成比
① 1人～10人	27	81.8
② 11人～20人	1	3.0
③ 21人～30人	1	3.0
④ 31人～	2	6.1
無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

(1) 取扱量

	件 数	構成比
① 増加している	8	24.2
② 変 化 な い	4	12.1
③ 減少している	19	57.6
無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

(2) 売上高

	件 数	構成比
① 増加している	10	30.3
② 変 化 な い	4	12.1
③ 減少している	17	51.5
無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

(3) 営業利益

	件 数	構成比
① 増加している	5	15.2
② 変 化 な い	7	21.2
③ 減少している	18	54.5
無 回 答	3	9.1
計	33	100.0

Ⅱ. 産業廃棄物について

問1. 産業廃棄物の主だった受け入れ先は

	件 数	構成比
① 建設業者	25	64.1
② 木材加工業者	2	5.1
③ 金属加工業者		0.0
④ 製紙繊維加工業者	1	2.6
⑤ 食品加工業者		0.0
⑥ 飲食店		0.0
⑦ 農林水産業者	2	5.1
⑧ その他の業者	8	20.5
無 回 答	1	2.6
計	39	100.0

問2. 受入契約・取扱手数料について

(1) 受入契約

	件 数	構成比
① 特定業者と年間契約	8	22.2
② 随時不特定契約	15	41.7
③ 持込収集	4	11.1
無 回 答	9	25.0
計	36	100.0

(2) 取扱手数料

	件 数	構成比
① 期間単位	1	2.9
② 数量単位	19	55.9
無 回 答	14	41.2
計	34	100.0

問5. 環境に配慮した事業体制

(1) ISO14000の認証について

	件 数	構成比
① 認証を受けている	5	15.2
② 認証を準備中	2	6.1
③ 将来は認証を受ける	9	27.3
④ 認証を受けるつもりはない	14	42.4
⑤ その他(検討中)	1	3.0
無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

(2) 「エコアクション21」について

	件 数	構成比
① 認証を受けている	2	6.1
② 認証を準備中	1	3.0
③ 将来は認証を受ける	12	36.4
④ 認証を受けるつもりはない	15	45.5
⑤ その他(検討中)	1	3.0
無 回 答	2	6.1
計	33	100.0

Ⅲ. 経営課題と今後の対応について

問1. 産業廃棄物処理業について

	件 数	構成比
① この事業は時代の要請から大きく伸びる	3	8.3
② リサイクル資源の開発が無限にあり、開発すれば大きく伸びる	8	22.2
③ 産廃処理の規制が厳しく、ビジネスとして成り立たない	2	5.6
④ 施設が過大となり、大手企業との格差ができ、小規模企業では成り立たない	10	27.8
⑤ 将来は見込みない	2	5.6
⑥ その他	7	19.4
無 回 答	4	11.1
計	36	100.0

問2. 現在、経営上一番問題となっているもの

	件 数	構成比
① 規制が厳しく小規模では出来なくなってきた	8	22.9
② リサイクル等高級技術が要求される、技術力不足	5	14.3
③ 3Kの代表であり、雇用が困難	1	2.9
④ 設備の老朽化	3	8.6
⑤ 運転資金等資金不足	2	5.7
⑥ その他	10	28.6
無 回 答	6	17.1
計	35	100.0

問3. 今後何を経営の重点にして経営に取り組めますか

	件 数	構成比
① 地域の環境保全業者としての意識を持ち、全社員の改革を図る	5	12.2
② 企業の財務基盤を充実するため、経営体制を確立する	6	14.6
③ 経営品質の向上を図り、社会的信用を得るための経営の刷新を図る	3	7.3
④ 人材育成と技術力向上を図り、リサイクル開発や新分野進出	10	24.4
⑤ 原価管理を徹底し、コスト低減を図る	10	24.4
⑥ その他	1	2.4
無 回 答	6	14.6
計	41	100.0

IV. 行政や業界への要望事項

①	産業廃棄物の適正処理にはそれなりの処理価格が必要であり、競争しての低価は謹んでほしい。
②	行政も業界も法改正があれば、「〇年〇月までにはこうしなさい」と通告するだけです。その為の何の支援もありません。小企業はなくなってもいいと考えていると思います。顧客の中には一人で経営している人もたくさんいます。小回りのきく小企業も必要な時があると思いますが。適正処理をするための適正価格は必要だと思います。
③	業界の処理単価のダンピングを無くし、適正価格で処理を行える様な、無理の無い運営が望まれます。行政も業界の現状を理解して頂き、行政発注仕事においても再生処理が可能な施設を見極め、適正な価格を提示して頂きたい。
④	処理法に関する監視の徹底と、出先機関の専門職の配置を望む(建設リサイクル届出・マンフェスト指導強化等)。不法処理が目につく。
⑤	法規が変更になり次第、業者に通達が欲しい。不法投棄の取り締まりの徹底をして欲しい。業として許可を取って営業している業者には厳しく、自家処分としてやっている業者には大変甘く、法の抜け道をくぐってやっている業者をもっと厳しく取り締まりをして欲しい。

B.高知県産業廃棄物処理業者実態調査(アンケート) 専業者

I. 事業所の概要について

問1. 事業所の経営概要

(1) 組織

	件 数	構成比
① 個 人	1	9.1
② 株 式	3	27.3
③ 有 限	4	36.4
④ 組 合	2	18.2
⑤ そ の 他	1	9.1
無 回 答		0.0
計	11	100.0

(2) 創業年

	件 数	構成比
① 明 治		0.0
② 大 正		0.0
③ 昭 和	4	36.4
④ 平 成	7	63.6
無 回 答		0.0
計	11	100.0

(3) 産廃処理業許可年度

	件 数	構成比
① 昭 和	2	18.2
② 平成1年～5年	4	36.4
③ 平成6年～10年	4	36.4
④ 平成11年～15年	1	9.1
⑤ 平成16年以降		0.0
不 明		0.0
無 回 答		0.0
計	11	100.0

(4) 従業員数(事業主を含む)

	件 数	構成比
① 1人～10人	9	81.8
② 11人～20人	1	9.1
③ 21人～30人		0.0
④ 31人以上		0.0
⑤ 無回答	1	9.1
計	11	100.0

問3. 事業所の産廃事業許可について

許可事業	処 理 方 法							企業数
	積・保	焼却	その他				計	
産業廃棄物 収集運搬業	7						7	7
構成率								63.6
特別産業廃棄物 収集運搬業		4					4	4
構成率								36.4
許可事業	処 理 方 法							企業数
	破碎	焼却	圧縮	埋立	その他	無回答	計	
産業廃棄物 処分業	7	3	1	5	2		18	11
構成率	38.9	16.7	5.6	27.8	11.1		100	100
特別産業廃棄物 処分業		1			1		2	2
構成率		50			50		100	18.2

Ⅲ. 経営課題と今後の対応について

・産業廃棄物処理業の将来について(事業者)

	件 数	構成比
① この事業は時代の要請から大きく伸びる	2	18.2
② リサイクル資源の開発が無限にあり、開発すれば大きく伸びる	1	9.1
③ 産廃処理の規制が厳しく、ビジネスとして成り立たない		0.0
④ 施設が過大となり、大手企業との格差ができ、小規模企業では成り立たない	1	9.1
⑤ 将来は見込みない	1	9.1
⑥ その他	5	45.5
⑦ 無回答	1	9.1
計	11	100.0

・現在、経営上一番問題となっているもの(事業者)

	件 数	構成比
① 規制が厳しく小規模では出来なくなってきた	2	18.2
② リサイクル等高級技術が要求される、技術力不足		0.0
③ 3Kの代表であり、雇用が困難	1	9.1
④ 設備の老朽化		0.0
⑤ 運転資金等資金不足		0.0
⑥ その他	6	54.5
⑦ 無回答	2	18.2
計	11	100.0

・今後何を経営の重点にして経営に取り組めますか (事業者)

	件 数	構成比
① 地域の環境保全業者としての意識を持ち、全社員の改革を図る	2	15.4
② 企業の財務基盤を充実するため、経営体制を確立する	2	15.4
③ 経営品質の向上を図り、社会的信用を得るための経営の刷新を図る	1	7.7
④ 人材育成と技術力向上を図り、リサイクル開発や新分野進出	4	30.8
⑤ 原価管理を徹底し、コスト低減を図る	3	23.1
⑥ その他		0.0
⑦ 無回答	1	7.7
計	13	100.0

問4. 過去3ヶ年の産廃事業の動向について

(1) 取扱量

	件 数	構成比
① 増加している	3	27.3
② 変化ない	1	9.1
③ 減少している	7	63.6
無 回 答		0.0
計	11	100.0

(2) 売上高

	件 数	構成比
① 増加している	4	36.4
② 変化ない	1	9.1
③ 減少している	6	54.5
無回答		0.0
計	11	100.0

(3) 営業利益

	件 数	構成比
① 増加している	2	18.2
② 変化ない	1	9.1
③ 減少している	8	72.7
無回答		0.0
計	11	100.0

項 目	増加している	変化ない	減少している	無回答	計
取扱量	3	1	7		11
売上高	4	1	6		11
営業利益	2	1	8		11
計	9	3	21		33